

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (3) (令和元年 2 定)			
日 時	令和元年 6 月 2 1 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村 (誠吾) 委員長、中村 (吉宏) 副委員長、横尾・松田・面野・ 松岩・高木・小貫・川畑各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が面野委員に、秋元委員が横尾委員に、高橋克幸委員が松田委員に、須貝委員が松岩委員に、濱本委員が高木委員に、高野委員が川畑委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、公明党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○面野委員

◎国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

それではまず、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度についてお伺いしたいと思います。

この制度は、本市が実施主体ではないのですが、子育て支援制度の一つとして広く周知していただきたいという意味合いを込めて質問させていただきます。まず、この免除制度の概要についてお示しいただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

制度でございますけれども、本年4月1日から施行された制度でございます。出産予定日または出産日が属する月の前の月から4カ月間、いわゆる産前産後期間の国民年金保険料が免除されるという制度でございます。

なお、双子、三つ子などの多子妊娠の場合は少し期間が変わりまして、出産予定日または出産日の属する月の3カ月前から6カ月間という形で保険料が免除される制度となっております。産前産後の期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されることとなっております。

対象者は、一般的な国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方というふうになってございます。

○面野委員

本制度については時限的なものなのか、それとも恒久的なものなのか、御存じであればお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

特に期限というのは定められてございませんので、恒久的な制度というふうに捉えてございます。

○面野委員

ちなみに、公的年金のもう一方の厚生年金加入者に対するこの産前産後期間の免除制度というのはどういうふうになっていますか。

また、あわせて、育児休業等期間中の保険料免除ということも耳にしたことがあるのですが、この二つについて、厚生年金加入者に対してどういったような制度があるのかお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

厚生年金のほうでは、2014年4月から同様の制度が始まってございまして、産前産後休業を取得した被保険者向けに期間中の保険料を全額免除としております。

また、育児休業期間につきましては、国民年金としては制度はございませんけれども、厚生年金といたしましては、育児・介護休業法による満3歳未満の子供を養育するための育児休業期間について免除制度がございます。

○面野委員

それでは、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度に話を戻しますけれども、こちらの実施主体が日本年金機構、それから厚生労働省というふうにお聞きしているのですが、その各機関からどのような周知、または小樽市に対しての要請を受けているのかお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

昨年の11月に北海道厚生局から周知依頼がありまして、ポスターやリーフレットの配布があったものでございます。

○面野委員

ちなみに、先ほどの概要で示していただいたのですけれども、4月から始まったということで、この対象者が2月1日以降の出産日から施行前の間に産まれた方の中には知らない方もいるのかなというふうに私は考えたのですが、この施行前の2月1日から3月末の間に産日を迎えた対象者の方にどのような周知を行っていくべきかということ、関係機関との連絡というか、その辺のお話はされているのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

先ほど言いましたとおり、昨年の11月に北海道厚生局から周知依頼があった中で、12月ごろから各医療機関にポスターを配置していただいたり、12月ごろから周知に取り組んでいるという形になってございますので、2月の出産予定の方にも周知はある程度行き届いているものというふうに考えてございます。

○面野委員

次に、対象者が今どれほどいるのかということ把握できるのでしょうか。

また、免除制度を受けていない人というのは、拾えるような状況にあるのかお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

対象者数なのですけれども、本年2月から5月までの住民基本台帳上の出生者数は139名ですが、この中で国民年金の加入者数というのは、申しわけございません、把握してございません。

また、免除を受けている、受けていないというのも、実施窓口自体が年金事務所であったり小樽市であったり受け付けているものですから、免除を受けていない数というのも、申しわけございません、把握できておりません。

ただ、現在小樽市で受け付けした件数ですが、これは7件という形になってございます。

○面野委員

それでは、妊婦が妊娠から出産、それから出生届までの間に、一般的に小樽市へ訪れる、または相談する機会というのはどういう場面が想定されますか。

○（医療保険）国保年金課長

例といたしましてという形になるのですが、出生届の提出や母子手帳の申請、出産後の相談、今触れています産前産後保険料の免除の手續、あとは国民健康保険加入の手續、出産育児一時金の手續、または保育所の入所手續などが想定されるものと考えてございます。

○面野委員

ただいまその相談する機会、または訪れる機会の例を挙げていただいたのですけれども、おのおの窓口の担当者へのこの制度の周知、そして、その周知している担当部署、課、係についてはどちらなのか。また、妊婦が窓口にお越しになった際にどのような対応をされているのかお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

まず、担当する部署という形でお答えさせていただきますが、まずは出生届を提出するのは戸籍住民課。母子手帳の申請は保健所や戸籍住民課。出産後の相談は保健所。産前産後保険料免除の手續は国保年金課、出産育児一時金の手續も国保年金課、保育所の入所手續をするのはこども育成課というふうに相談窓口が多岐に分かれています。

ころでございます。

周知については、その連携の周知もあるのですが、まず一般的な周知として説明させていただきますと、国保年金課の窓口にはポスター掲示やリーフレットの設置、広報おたるの3月号への記事の掲載ですとか、あと日本年金機構のほうではこれは行ったのですけれども、産婦人科へのポスター、リーフレットの配付の周知、納付書へのチラシの同封などを行ってございます。

ちなみに、小樽市で受け付けを行った7名の方も、多くは病院のポスターなどで知ったというような情報を得ております。

それで、御指摘の小樽市の各窓口との連携に関してなのですが、今やっているのは、戸籍住民課や保健所で配付している母子手帳へのリーフレットの挟み込みというのをしております。

これによって対象者への周知をしております、個別への周知として非常にこれは有用なものだというふうには考えてございますけれども、まだこれだけではなくて、さらなる周知が必要だと思っておりますので、例えば出生届の提出時、保育所の申し込み時、出産育児一時金の手続時など、直接対象者に周知できる機会は多々あると思っておりますので、そのような機会を捉えて周知するように、関係部局と調整して取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

○面野委員

申請しなければ免除制度を受けられないという、そういった制度なものですから、幅広く情報を告知できるような工夫をしていただきたいと思います。

私も実は先日住民票をとるときに国保の窓口のところでポスターを拝見しまして、一応今いろいろやれるところでは対策は打たれているようなのですけれども、現在小樽市ではさまざまSNS等も活用されて、特にインスタグラムでは、子育てに関する情報発信ということで、たしか前回の市長の答弁でいただいたと思うのですが、そういった情報を拡散するツールがふえていますので、ぜひそちらのほうでもいろいろと検討していただきたいと思います。いかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

この制度につきましては、私も最近気づいたのですけれども、制度を知らなかったという声がネット上でも大きく上がっていたり、大事な制度だから情報を拡散させようという動きがあるように聞いてございます。

それで、小樽市としても先ほど言いましたようにある程度周知している部分はあるのですが、まだまだいろいろと工夫することができる部分がありますので、御指摘のインスタグラムを初めとしまして、小樽市のホームページやフェイスブックなどを活用して、子育て支援に活用できるような形で周知に努めてまいりたいというふうを考えてございます。

○面野委員

よろしく願いいたします。

◎決算見込みについて

それでは、次に決算見込みについてお伺いさせていただきます。

まずは決算見込みの歳入について、予算現額と比べて歳入の部分で22億2,400万円の減額が見込まれていますが、大幅に乖離した理由についてお示してください。

○（財政）財政課長

予算現額と比べまして決算見込み額が大きく乖離した理由につきましては、予算編成の上では特定財源などの財源を充当しても不足する場合につきましては財政調整基金を取り崩す形での収支均衡予算というのを編成しております。

平成30年度においては、現計予算で16億8,700万円の財政調整基金を取り崩すとしておりましたが、決算を見

込む中で実質収支が赤字にならない範囲での取り崩しとしまして、不用額も一定程度見込まれることから 3 億円の取り崩しとしたものです。この部分だけで、不用額につきましては 13 億 8,700 万円の減となるほか、建設事業の減に伴う財源といたしまして、国庫支出金や市債の部分についても減少したことが主な要因というふうに考えております。

○面野委員

それでは次に、繰入金、繰越金の乖離幅が大きいというふうを感じるのですが、額にすると 14 億 1,200 万円ですか。この費目については年度内で日々業務を行っている上でどのように把握できる性質のものなのか。例えば、年度途中で少しずつわかってくるものなのか、それとも年度末で一気に入かるようなものなのか、こういった性質のものなのか。

また、予算現額から乖離しないために予算編成後にできる対応というのはあるものなのでしょうか。

○（財政）財政課長

まず、予算現額から乖離しないために予算編成後にできる対応につきましては、新年度の予算を編成する 11 月の時点で、各部に決算見込み額の照会を行います。その上で、金額の大きいものにつきましては補正予算のときに減額もしくは増額の補正をかけることによって、乖離額を縮小するように私たちは努めております。

また、数値の把握の部分につきましては、その後の決算の見込みとしては、3 月そして 4 月にそれぞれ随時決算状況を各原部に調査を行っておりまして、本市の予算としては、財政調整基金を取り崩しする形で収支を合わせているということになりますので、実取り崩し額での整理という形になります。

それが、出納整理期間中にならないと、その精査自体が難しいことから、補正予算での計上とはならず決算整理という形になっているものです。

○面野委員

それでは、歳入増を目指して平成 30 年度予算編成時に取り組んだ点、また年度中に取り組んだ点、この 2 点をお示しください。

○（財政）財政課長

平成 30 年度の予算編成におきましても、厳しい予算編成が予想されておりましたことから、税とかクラウドファンディングによる自主財源の確保の部分、そのほかにも国側の各制度改正の動きを各原部でも注視していただきまして、より有利な補助制度などを活用していただくとか、もしくは処分可能な財産などを精査した上で売却などの対応をそれぞれ各原部の皆さんにお願いして取り組んでいただいております。

また、年度の途中の部分につきましては、まず小樽市中期財政収支見通しというのを 29 年に作成しておりまして、その中で今後も財政健全化に向けた取り組みとして、自主財源の確保を進めるということを歳入増対策として設けております。

その後、年度途中で、昨年 11 月になるのですが、小樽市収支改善プランを作成しまして、その中で具体的な項目をお示しするような形で全庁的に進めるような体制をとっております。

○面野委員

それでは、次に歳出について何点かお伺いさせていただきます。

平成 30 年度の当初予算編成の際、当初予算編成方針にも記載されていますが、多額の収支不足が見込まれておりとありましたが、この方針を示した時点ではこの多額の収支不足というのはどれほど見込んでいたのでしょうか。

○（財政）津川主幹

平成 30 年度当初予算編成の際の収支不足額の見込みにつきましては、予算編成直近の 29 年 11 月に作成しました中期財政収支見通しにおける収支不足額 22 億 6,800 万円に財政調整基金繰入金を除いた財源対策分 2 億 4,100 万円を考慮した 20 億 2,700 万円と見込んでおりました。

○面野委員

それでは、次に予算編成の際に各部から予算要求額が示されると思うのですが、この予算要求額は、最大値からどれほど縮小して最終的に当初予算が編成されたのでしょうか。

○（財政）財政課長

当初予算編成の際にお示しさせていただいた資料に基づいて御説明させていただきますが、一般会計における各部からの予算要求額はトータルで当時566億7,700万円ございました。

そして、最終予算額として559億1,400万円となりましたので、査定段階において7億6,300万円を削減した形になっております。

○面野委員

7億円査定で減額されたということですが、今回の決算見込額で不用額が歳出の部分で23億6,500万円となっていますが、不用額はやはり当初予算編成時には見込むことはできないのですか。

○（財政）財政課長

予算編成における基本的な考え方といたしまして、歳入については当然過大に見積もることはいたしません。

そして、また歳出のうち例えば扶助費などについては、どうしても執行段階において支障が生じないように一定程度措置した上での予算編成となっております。

こうした中で、実際には予算執行の段階で不用額が発生するような形になりますので、予算編成段階で不用額が算定されるという形にはなっておりません。

○面野委員

できないと思ったのですが、聞いてみました。

それでは、次にこの不用額の中身なのですが、いろいろ皆さんが日々の業務を進めていく上で、創意工夫や節約などを多分念頭に置いて業務をされている方も多いと思うのですが、そういった中で生まれた不用額というのがふさわしいのかわかりませんが、この23億6,500万円の中に含まれていると考えてよろしいですか。

○（財政）財政課長

不用額の部分につきましては、当初予算にて執行が見込まれていた経費の部分について、実際の執行段階で国の予算措置とか、もしくは利用者が減ったことによって経費が落ちるとか、あとは建設事業とかについても、その建設内容を変更することによって減になってくるような理由で発生する場合もございます。

ただ、職員の創意工夫という部分で言えば、例えば郵送先を見直すことによって通信運搬費の部分が削減されるとか、あとはパンフレットの関係を自前で印刷することによって印刷製本費が削減になるという要素も当然ございます。

そのほかに、例えば調査事業とかで従来は委託を行っていたものを自分たちが直営で対応することによって、委託料が削減されることによって不用額が発生する要素も当然ございますので、そのような点から実際に生じた不用額の中には、職員の創意工夫などによる自助努力の部分が含まれているというふうに考えております。

○面野委員

その辺は、金額にしてどのぐらいというのは見込めないですね。

○（財政）財政課長

実際に予算のときにはそれぞれ細かくどういうものの経費が何件分ということで数字はつくられていくのですが、決算の際には、そこどころの費目まで実際に細かい内訳というよりも、事業費ごとに幾らの金額かという形で決算の数字が出てきているものですから、自助努力の部分を正確に出すという形になると、予算と各原部における執行段階の部分を常に精査するような形で見なければ、具体的な効果額というのは示せないのかというふうに考えております。

○面野委員

今、決算の詳細をまとめているところだと思いますので、例年であれば第3回定例会には決算特別委員会も開かれますので、また詳細についてはそちらで質疑をさせていただこうと思います。

次に、決算見込みについて先ほど答弁の中でも触れられていたのですけれども、中期財政収支見通しと収支改善プランの違いについてお伺いしたいのですが、平成30年度当初予算の編成に至っては先ほど答弁で述べられたとおりで、31年度では、予算編成は同じく方針が10月末に示されて、翌月の11月には今度は中期財政収支見通しではなく収支改善プランという形で示されました。

この具体的な意識として、予算要求する各部と精査する財政部の中で、この変わった点で、どの点にポイントを置いて予算編成をし、どの点が変わったのかお示してください。

○（財政）津川主幹

令和元年度における予算編成のポイントとしましては、委員がお示しのとおり収支改善プランの策定を受けまして、財政部及び各部とも収支の改善に向けた取り組みを強く意識し、予算編成のポイントに置いておりました。

そこで、予算編成におきましては、各部に対し予算要求に当たっての収支改善に向けた考え方やスクラップ・アンド・ビルドを行った事業などを十分に検討した上で、その結果を予算要求時に提出していただきまして、財政部長ヒアリング、市長ヒアリングにおきまして、プランの取り組み内容を原部を交えて精査・検証したところであります。

○面野委員

それで、その収支見通しと収支改善プランで直近値を見てみると、収支見通しでは、平成32年度に財政調整基金の残高が枯渇するとまでうたわれておりまして、収支改善プランでは、32年度と同じ時期を見ると残高見込みが2億2,500万円と、上方修正というか少し推移がよくなっているのかという印象を受けるのです。今定例会で参考として示された財政調整基金残高の推移では、令和元年度末の財政調整基金残高見込みは10億7,000万円とされていまして、一方、収支改善プランで示されている31年度末残高見込みは6億5,800万円なので、やはりこちらも見た目では上向きな推移となっています。

一連の見通しと直近を比べ推計よりも上回っている現状を考えたときに、実情として本市の財政状況というのは、本当はどういうポジションにあるのかというのがいまいよくわからない、疑問に思うわけですよね、現状の資料だけを見てみると。29年11月に示された収支改善プランでは、財政調整基金が枯渇し、将来的には財政健全化団体に陥る可能性があるという、少し引いたような印象にもなるのですけれども、この数年で歳入増、または歳出減に対して、飛躍的に効果が発揮された要素があつてこういう上昇傾向に向いているのか御説明をお願いしたいのですけれども。

○（財政）津川主幹

この数年で歳入増や歳出減に対して効果が発揮された要素という御質問だと思います。

要素といたしましては、収入率の増加による市税収入の増加、徴収一元化の組織による歳入全般の底上げ、さらに返礼品を魅力のあるものにするなどの取り組みによりまして、ふるさと納税に係る寄附金の増加などがあります。

また、歳入増、歳出減の直接の話ではないのですけれども、地方債の借り入れにつきましても、今年度の財政負担の軽減を図るため、交付税措置のある有利な起債を活用することにも取り組んでおります。

○面野委員

御説明いただきましたけれども、やはりどうも飛躍的なのかという部分では少し物足りないという気もするのですが、ただ財政はいろいろな観点から見ないと、ただ一つこれだけが伸びたからよくなるということでもないと思うので、なかなか難しい分析、推計を立てなくてはいけないなというふうには思っております。

しかし、将来的な財政の推計をするというのは本当に大事なことだと思うのですけれども、余りにも過度なマイ

ナス方向の推計で、それをもとに予算減額をしなければいけないということで、至っては行政サービスが低下することがあってはならないと思いますので、非常に難しい推計だと思いますが、より正確な推計を算出するためにこれからもいろいろと勘案していただいて、さらには財政部だけではなく各部署の皆さんも歳出に対する国の補助メニューですとか道の補助メニューなども追及しながらより効果的な財政運営を行っていただきたいと思います。

◎観光について

では、観光について伺います。

一般質問で観光入込客数についてお尋ねしたのですけれども、近年の傾向として、まず宿泊客数が増加にあり、また、以前と比べて、季節ごとの宿泊客数は年度を通して差が縮まってきているという答弁をいただきました。

そこで、市では、観光における総消費額や観光客の 1 人当たりの平均消費額を押さえているということですが、季節ごとの消費額に関するデータは押さえていますか。

もし押さえていれば、どのような傾向にあると分析しているのか御説明ください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

季節ごとの観光客の消費額についてですけれども、5 年ごとに行っている観光客動態調査で把握しております。

傾向につきましては、春は 4 月と 5 月、夏は 6 月から 9 月、秋は 10 月と 11 月、冬は 12 月から 3 月と季節ごとに月数が違うのですけれども、平成 25 年の観光客動態調査の内容を見ますと、観光入込客数が増加する夏季または冬季、この季節に多くなる傾向があるように把握しております。

○面野委員

次に、一般質問でも例示を挙げていた、観光がなぜ必要なのか、または人口減をカバーできる消費額、観光客がその地域で消費してくれるというような例示を挙げて説明させていただいたのですけれども、その数値にこの本市の観光入込客数を各種当てはめて考えると、とんでもない人口減をカバーできる計算になるのですが、もちろんそこには至っていないという認識はしています。

やはり、そこに近づけられるような取り組み、通過型から滞在型、体験型の観光ということは、もう以前から取り組みを進めていかなければならないというのは皆さんも同じ気持ちだと思うのですけれども、そこで、先日の一般質問の答弁の中で、交流人口の拡大や旅行消費が地域の活性化につながるものと考えられ、域内経済の好循環をより生み出すことで雇用や税収増も期待できるといったような答弁がありました。

この中で、観光による地域経済の活性化により、小樽市の財政面、税収の部分ですとか、あと小樽市で押さえている市域内の総消費額、事業所数、雇用者数などの経済に関する数値において、数値が連動・比例している、または増加傾向と言える推移を示しているものはありますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光客動態調査におきましては、平均消費額につきまして経年の推移を見ますと、平成 20 年度にはやや落ち込みが見られましたものの、総じて増加の傾向にあると認識しております。

ただ、それ以外につきましては増加傾向という推移を示しているものはございません。

○面野委員

先日の公明党の高橋克幸議員の一般質問の中でもその旨のお話がされていたのですけれども、それは後でまた質問します。

次に、5 年置きに実施されている観光客動態調査、前回は平成 25 年と先ほどの答弁の中でも触れられておりましたが、5 年置きなので平成 30 年度に実施される予定なのかと思ったのですけれども、実施されたのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成 30 年度には観光客動態調査を行いました。

○面野委員

今、集計中なのかというところですが、以前に私が経済常任委員会の中で提言させていただいたのですが、平成 16 年に大規模な調査として観光基礎調査という経済波及効果など精度の高い調査を行ったとされているのですが、29 年第 2 回定例会の経済常任委員会でのそういったような大規模な調査をやるべきだという私の質問に対しての答弁として、観光基礎調査と同規模の調査とはいかないまでも何らかの調査方法を工夫して取り組んでいきたいと考えていると答弁をいただきました。

ただいま、30 年度の観光客動態調査は実施されたということで、まだ報告書の作成途中だとは思いますが、25 年に実施した観光客動態調査から工夫された調査方法、調査内容があればお示しください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

調査内容につきましては、比較対象ができることが重要と考えておりますので、項目を平成 25 年度と変更せずに行いました。

ただ、サンプル数を多く収集するために調査期間を延長し、また堺町の観光案内所におきましても、とめ置きですがアンケートの実施を行ったところでございます。

○面野委員

余り変わっていないような感じなのかなと思いました。

最後に一言言わせてもらいますが、まず質問を進めます。

平成 25 年の調査報告において、観光客一人当たり平均消費額、年間観光入込客数、年間観光総消費額の区分に分けられて、平成 2 年度からの数値が表になって示されているわけですが、これらの調査結果は各年度同じ調査方法を行ってとられたデータなのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

調査方法につきましては同じ方法で行っております。

○面野委員

それでは先ほど少しお話しさせていただきました平成 15 年度から 16 年度にかけて実施された観光基礎調査の概要をお示しください。その調査の目的や、こういったような費用を使って行なった調査なのかなどです。

それと、もし対比してお示しできるのであれば、5 年置きに行っている観光客動態調査と対比した形で説明していただければありがたいのですが。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光基礎調査についてですが、平成 15 年度から 16 年度にかけて、観光経済の波及効果を調査することを目的に行われました。2 年度にわたりまして合計約 1,300 万円の費用を使用しました。また、これにつきましては北海道緊急雇用特別対策推進事業補助金を活用したものでございます。

調査方法としましては、アンケート調査を分析するということを委託する形で行いました。

観光客動態調査につきましては観光客の消費額を分析する一方で、観光基礎調査につきましてはその観光消費額が及ぼす経済波及効果を示すものでございます。

調査の比較、違いですが、観光客動態調査は季節ごとに行うものですが、これに加えて、観光基礎調査は観光経済事業所調査、また市民観光意識調査、そして観光関連団体等の意識調査、これらを加えて行ったものでございます。

○面野委員

観光客動態調査に関しては、やはり観光客の皆さんに今後どう楽しんでもらえばいいかというところを多分趣旨として調査している部分で、観光基礎調査については本当に幅広く小樽市内の経済波及効果であったり、そういった経済の部分にも踏み込んで調査しているという印象を受けているのですが、先ほどの答弁でも数値やそう

いった経済動向などについて、どのぐらい小樽市の観光が地域に波及しているのかという数値がないわけなのですね。

ただ、私もまちを歩いていると、やはり観光客の方が多いので、確かに何らかのプラスにはなっているのだなど、イメージ的というか、すごくもやとした感覚でしか受け取れていないので、やはり小樽の基幹産業は観光産業だと、リーディング産業であると、やはり市長を初め皆さんもおっしゃっていますので、やはりそういった部分ではどこに課題があるのか、また経済と観光、または観光とその行政の税収部分、これにどういうふうな課題があって今うまく回っていないとか、なかなか効果が見られていない状況を打破するにはどうしたらいいのかというものを考えていくためには、少しお金がかかるかもしれませんが、やはりこういった調査が必要なのかと思いますので、先行投資というような意識で以前もいろいろ検討しますというお答えはいただいていたのですが、真剣にこの調査の部分、行政が率先してやっていただきたいと思いますので、最後に私の今のメッセージを受けて答弁をいただけたらうれしいです。

○（産業港湾）観光振興室長

今面野委員がおっしゃったように、観光が基幹産業の一つだということで、本会議でも市長から答弁させていただいています。その波及効果というのが、先ほど末おっしゃっているように平成 16 年度の観光基礎調査以来行っていないと。先日市長からも答弁させていただきましたけれども、今後の観光施策とか、そういったものを考えるに当たっても、そういった波及効果の調査は必要だろうということで我々も考えておりますので、その手法とか金額的なものもありますので、それについては調査させていただいて、次年度に向けて検討したいというふうに考えてございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎介護保険事務処理システム改修事業費について

それでは、議案第 2 号の介護保険事務処理システム改修事業費について質問します。

令和元年 10 月からの消費税率改定に伴う介護保険制度改正を反映させるためのシステム改修費だと説明されています。計上額は 154 万円とされて、そのうちの 2 分の 1 の 77 万円が国庫補助金とされて、残りが市の一般財源をもって賄われるというふうに報告を受けています。

それでまず聞きたいのですが、消費税を増税することで、どうしても必要なシステム改修なのかどうなのか、それを説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

今回の改修については、介護職員のさらなる処遇改善と消費税率引き上げによる影響分に係る上乘せについての改修となります。

これにつきましては、政令が発出され 10 月からの報酬改定に合わせたものでございまして、今定例会にて補正予算計上が必要な改修であることから、御理解いただきたいというふうに思っております。

○川畑委員

そういうことであれば、安倍政権が増税を強行しようとしているわけですから、どうしても必要であれば政府が

改修費用を全額持つべきではないのかと。自治体が半分持たなくてはならないという理由がよくわからないのですが説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

消費税の影響での改修であれば国が全て負担すべきだという御質問かと思いますが、今回予定している改修では、国庫からの支出金が50%となっており、残りを一般会計で充てるということで、先ほど委員がおっしゃったとおりになっております。

これは、制度設計としてそのようになっていることから、これ以上の国の負担について本市として特に申し上げることはございませんけれども、消費税が10%となることにつきましては、引き上げ分が自治体の財源となる部分、影響があることも含めて考えますと、全て国庫支出金ということにはならないのではないのかというふうに考えております。

○川畑委員

それでこの金額、道内のほかの市町村ではどういう負担になっているのかを少し示してくれますか。

○（医療保険）介護保険課長

他市の状況であります。予算化の時期について、幾つか主要都市に聞いてみましたところ、本市と同様に6月の議会で補正予算を上程している市が複数ございました。

改修にかかる費用については具体的な数字も把握しておりません。6月議会で補正予算を上程している市についてはまだ議決前ということであり把握できなかったのですが、システム改修費用については自治体によりさまざまなシステムを使用しており、それぞれ異なっておりますので、本市と同規模の自治体においても改修の経費が本市より多い場合、少ない場合それぞれいろいろと出ているというふうに考えております。

○川畑委員

消費税は、2014年11月と2016年6月とこれまで2回先延ばしされてきております。それで、国民生活の悪化と日本経済の不振の中で消費税を10%に増税すれば、暮らしも経済も破綻すると我々は唱えています。それで、低所得者などに負担が重い消費税を増税すれば、市民の暮らしは一層悪くなるし、国内総生産の6割を占める個人消費が落ち込めば、経済はさらに縮小するわけです。今回のように、消費税の増税は自治体への負担にも及んでいるわけなので、我々日本共産党は消費税の増税は中止すべきだと主張しているわけです。

それで、消費税の増税が三たび、先延ばしや中止になった場合、このシステム改修などの補正予算はどういうふうにするのか示していただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

仮定の話がなかなかしにくいところがございますけれども、あくまでも今回のシステム改修につきましては、報酬改定によるシステム改修でございます。システム改修の理由については、消費税の引き上げによる影響分ということも先ほど答弁させていただきましたとおり一つあるのですが、現在問題となっている介護職員の処遇改善といったところも含めての改修でございます。

よって、消費税が引き上げとなくなっても、その報酬改定がどうなるのかということについて、本市としては国の動向を注視し、その動向に合わせていかなければならないのかというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

よくわからないのですが、要するにどちらにしても進めていくと、補正予算を計上して、進めていくということで捉えていいのですか。

○（医療保険）介護保険課長

率直に申しまして、委員のおっしゃるとおりでございます。

○川畑委員

◎おたる運河ロードレース大会について

それでは質問を変えます。

おたる運河ロードレース大会について質問させていただきます。

まず、第31回おたる運河ロードレース大会が6月16日に実施されました。参加された皆さんを初め、実行委員会として行事開催の関係者の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

当日はあいにくの雨の中で大変御苦勞されたことだろうと思います。ことしの大会はハーフマラソンが中止されて、10キロメートル、5キロメートル、2キロメートルの種目での開催となって、ことしの参加申し込み者は前年に比べて36%の減、2,440人、当日は2,066人が参加したと報道されております。

参加者について、最も多かったときの人数とこの5年間の参加者数の推移について知らせてください。

○(教育)生涯スポーツ課長

おたる運河ロードレース大会の参加者数につきまして、年度ごとにお知らせしたいと思います。

過去5年ですけれども、平成27年の第27回大会の申し込み者数が3,366名、実際の参加者数は3,128名。28年の第28回大会の申し込み者数が2,947名、参加者数は2,691名。29年の第29回大会の申し込み者数が3,283名、参加者数は3,045名。30年の第30回大会の申し込み者数が3,807名、参加者数は3,556名。ことしの第31回大会の申し込み者数が2,440名、参加者数は2,071名となっております。

○川畑委員

平成30年が多かったというのは報告の中でわかりましたけれども、この理由について説明していただけますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

昨年は第30回という節目の年でありまして、周年記念事業を行っております。前夜祭を開催したり、またオリンピックメダリストのエリック・ワイナイナ選手を招聘したり、周年記念事業を開催したことによりまして、エントリーが多かったというふうに考えております。

○川畑委員

ハーフマラソンが取り入れられたのはいつからなのか説明してください。

○(教育)生涯スポーツ課長

ハーフは平成13年の第13回大会から、それまでは10キロメートルを2週し、20キロメートルで行っていましたが、13年からハーフを開催しております。

○川畑委員

ことしは参加申し込みが低調と報道されたわけですが、主催者としてどういう見解を持っているのか示していただけますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

ことしの申し込みが低調だった理由としましては、やはり一番大きいのはハーフ種目がなくなったことであると考えております。

また、ことしは雨とあいにくの悪天候でありまして、申し込みをしたのだけれども、実際には参加されず、参加率も少し低かったことから、雨の影響もあるのかというふうに考えております。

○川畑委員

私自身は運動神経が全くだめなものですから、ロードレースには参加していないのですが、その運河ロードレースに通算20回参加してきたという方にいろいろ話を聞きました。

ハーフマラソンが中止になったら参加者が減少するということは、運営する皆さんは当然のように認識していたのではないかと、このように語っていたわけですが、このような認識でいたのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

ハーフがなくなって人数が少なくなることを予想していたかということでありますけれども、実行委員会としましても、例年参加者の大半の方がハーフ種目への参加ということでありますので、申し込みが減るだろうなということで予想はしていたところです。

○川畑委員

ハーフマラソンが21.0975キロメートルというのですかね、その中止した理由は、高島・祝津方面の道路幅が狭くて参加者や関係者から車と接触する危険性が指摘されたと。代替コースがなく中止したと報道されておりました。

ことし3月の総務常任委員会でもハーフマラソンが中止になった経過が報告されているのですが、車と接触する危険性が指摘され、代替コースがなく中止したということなのだけれども、代替コースを真剣に探してみたのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

ハーフ種目の中止につきましては委員が今おっしゃったとおり、ことしの3月8日の総務常任委員会におきましても報告をさせていただいているところです。

これまで高島・祝津方面の道道454号、小樽海岸公園線をコースとして使用してきたところですが、道路幅が狭いことなどから、車とランナーが接触するおそれがある事例やランナー同士の接触など、いわゆるヒヤリハット事例が多発している状況にありました。これが数年来の大きな懸案事項であったところです。このことにつきましては、小樽警察署からも御指導をいただいていたところでもあります。

また、レースの参加者からも高島・祝津方面のコースの危険性につきましては、多くの御意見を寄せられていたところでもあります。

主催者であります実行委員会では、このままこの状況を看過すれば重大事故につながる可能性が高く、かつ参加者の安全が確保できないと判断いたしまして、昨年来、新たなコースの設定につきまして、小樽警察署にも御指導をいただきながら、実行委員会競技・財務合同部会を数回開催しまして、新たなコースを協議・検討してきたところであります。

しかしながら、代替となる新たなコースを見出すことができなかったために、やむなくハーフ種目を中止し、10キロメートル、5キロメートル、2キロメートルの種目で開催するというふうに決定したところであります。

小樽警察署とも御相談させていただきながら、実行委員会としても案を幾つか持って、協議してきた、真剣にやってきましたというところでもあります。

○川畑委員

先ほどこの5年間の報告を聞いたわけですがけれども、参加者の数では平成27年以降約3,000人をずっとキープしてきたわけですね。

常連の参加している方は、今の報告と少し違う報告を聞いているのです。実は、道路が狭くて危険だと感じたことがないというのです、参加者が。私以外のランナーも危険に遭遇したという話は聞いていないし、マスコミ報道に違和感を感じているのだとそういうことを話してくれました。

それで、危険防止の対策でこの事例などを対策・解決できなかったものなのか、そういう点ではどうなのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

危険防止の対策ということですがけれども、参加者からの御意見を大会の終了後にいただくのですが、委員がおっしゃっているところと少し見解が違うのですがけれども、一番多い御意見というのは、やはり高島・祝津方面の走路は危険だという御指摘であります。

これは、実行委員会としても認識しておりますし、警察からも御指導いただいているところですが、具体的に言いますと、9メートル幅の道路を3分割しまして、3メートルを走路として使わせていただいているわけですがけれ

ども、この3メートルの中で往路と復路、祝津の水族館の駐車場をぐるっと戻ってくるというコースなのですが、この3メートルの走路ですので、人数が多いことによってランナー同士が接触したり、もしくは車のほうに少し出してしまう、そういう事例が非常に多く、実行委員会としてはやはり危険なものだというふうな認識であります。

○川畑委員

私はテレビでマラソンなどを見ていまして、東京などではすごい数ですよ。その他の主な都市でも当日はマラソン行事を最優先させて、交通規制をしているというふうに思うのです。北海道マラソンでも例えば自家用車だとか、路面電車、バスなどの公共交通機関にダイヤ変更の協力を求めているのです。

小樽市でどのような問題があって警察署から了解が得られないというのか。どうも警察からはただ危険だから、危険だからというふうにしかな聞こえないのだけれども、当日だけでもマラソンを優先するために、警察による交通機関の協力を得られなかったのかどうなのか。その辺はいかがなものですか。

○(教育)生涯スポーツ課長

他都市では、札幌市ですと碁盤の目になっておりまして、いろいろな迂回路を用意できる部分もあるのかと思いますが、この高島・祝津方面につきましてはどうしても迂回路が限られているということ。それから小樽市の地形で走るマラソンコースを求めると言ったときにどうしても平らな部分を使うということになりますと、限定的になってくるということがあります。

高島・祝津方面につきましてはバス路線でもありまして、警察ともずっと協議はしてまいりましたけれども、やはり代替コースを見つけられずに、高島・祝津方面の道も厳しいという結論に至ったものであります。

○川畑委員

ある程度経験のあるランナーはいろいろなことを言うのです。やはり10キロメートルでは物足りないのだと、そしてフルマラソンを目指している人にはこのハーフマラソンというのは絶好の練習の機会なのだそうです。ハーフマラソンに参加する方の感情をどのようにしてまず受けとめているのか、その辺の積極的な対応をどう考えられたのか示していただけますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

委員のおっしゃいますとおり競技者にとりましては、やはり10キロメートルでは物足りないというのは非常に率直な御意見だろうというふうに思っております。

ただし、レースを運営する主催者といたしましては、やはり安全確保を第一に考えなくてはならないということがありますので、このような結論に至ったということでもあります。

○川畑委員

お話を聞いているとだんだん寂しい大会になっていくのではないかと心配しています。

そもそも、おたる運河ロードレース大会を今後どういうふうにしようと考えているのか、その辺の今後の方向性を少し説明していただけますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課といたしましては、スポーツ振興の観点から言えば、このおたる運河ロードレース大会というのは大変大きな事業であるというふうに考えております。

主催者である実行委員会ですけれども、小樽スポーツ協会、小樽後志陸上競技協会、小樽走ろう会の皆様に参画をいただいているわけでありまして、この実行委員会において、将来どういう方向に向かっていこうとしているのかというお尋ねですけれども、実行委員会におきまして十分に協議して収支の状況を見ながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

スポーツ振興という立場で話されていると思うのですが、よくこれに参加している方は、この方は28年間走り続

けて道外の大会にも参加してきたそうです。話を聞かせてもらったその方によると、おたる運河ロードレースはほかの大会から見るとやはり見劣りするのです。なぜなら日本陸上協議連盟公認ではなくて、ただの走る大会になっているのだと。公認を取れないのはコース設定に問題があるのではという話を伺ったのですが、この日本陸連の公認を取ることができないのかどうなのか、その辺について説明してくれますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

公認コースについてでありますけれども、道路幅が狭いことなどから物理的にきちんと整備しなければならないというような問題、制約もあるかと思えます。

また、公認をする際には公認をするための公認料というのがかかりまして、5年ごとにそれを更新するわけなのですが、そういった公認料も日本陸連にお支払いしなければならない、そういった問題もあるかと思えます。公認をすることで、やはり参加者、競技者にとりましては、公認のパーソナルタイムが出ますので、もちろん有効かと思えますけれども、今は公認を取らないというような状況になっております。

○川畑委員

もう一つ、小樽市内の参加者ではなくて札幌市から参加した方の意見も聞いてみました。一つは、開催時間が9時でなければならないのだろうかという質問がありました。9時開催は早過ぎるのだそうです。その方に言わせると、やはり9時開催となれば1時間前には会場に入らないといけなと。そうすると、札幌から来るとすれば、朝6時ごろに自宅を出ないといけなのだと。そうすると前の晩から来て泊まればいいけれども、宿泊の費用も相当かかると。そういうことで開催時間を変更することはできないのかということをお伺いしたのですが、その辺についてはどうですか。

○(教育)生涯スポーツ課長

開催時間ですけれども、今、競技は9時開始ということとさせていただきますが、道道、国道といった主要の幹線道路を規制しながらレースを行っているわけでありまして。このため、比較的交通量の少ない午前中の時間帯で道路を使用させていただいて開催しているという状況であります。

参加者の皆さんの多くは札幌圏からいらっしゃっていることは十分承知しておりまして、参加者の皆様には朝早くから大変御不便をおかけしているというところでありまして、御理解と御協力を賜りたいと考えております。

○川畑委員

もう一つは、小樽市のロードレース大会の運営姿勢に少し感じている面があるということです。小樽へようこそだとか、参加ありがとうございますという、そういう印象が強く感じられないのだよという話でした。もっと観光とあわせた取り組みが必要ではないのでしょうかという提起がされたのです。このような意見に対する見解についてお伺いします。

それで、2018年度の観光客数は781万人余りと発表されています。観光名所となる小樽運河も観光入込客数に貢献しているというふうに私は思うのです。小樽運河を名乗ったロードレースでありますから、これを活用した取り組みをすることが大切だというふうに思うのです。

ただ、先ほどの話を聞いていますと、スポーツ振興などということは言うのだけれども、それでもって費用もかかるから抑えたいという、先細りの返答のように聞こえるものですから、観光振興としても運河ロードレースをどのように位置づけていくのか、教育委員会と同時に観光振興室もどういうふうに考えていくのか、その辺を示していただきたいなと思えます。

○(産業港湾)観光振興室長

我々観光振興室の見解と申しますか、考えていることなのですが、先ほど答弁があったとおり参加者が2,000人から3,000人ということで、その中には市内の方もいらっしゃるのだけれども、多くは札幌圏からお客様が

いらっしゃっているということですので、我々観光振興室としても、せっかくいらっしゃったお客様に市内を観光なりしていただければありがたいなという認識であります。

今、会場で小樽観光協会が物販のブースを出しているのですけれども、その中で我々としてはいらっしゃったお客様に観光情報の発信などをそのブースを利用しながら努めていきたいなというふうに考えてございます。

○（教育）生涯スポーツ課長

ウエルカムムードということでありまして、ことしの例でいきますと、開会式の前に小樽商科大学の応援団の皆様の御協力をいただきまして、参加者の皆様へエールを送る、そういったデモンストレーションを行っております。

また、ボランティアの皆さん500人近くに御協力いただいているのですけれども、市内の高校生が非常に多いのですが、市内の高校生の皆さんには、なるべく参加者に「頑張って」などいろいろお声がけをしてほしいということをお願いをしているところです。

いずれにしましても、ウエルカムの姿勢というのは非常に重要なものだというふうに考えております。

○川畑委員

最後に、どうも答弁を聞きますと観光とあわせてやろうという意識が少し薄いかという気がします。何としても、小樽は観光は大きな事業だというふうに捉えているわけですから、それをもとにより参加者が多くなって、そして観光にも貢献できる、そういうレースにしていきたいと思うのです。

そのためには、先ほどから聞いていますと警察の規制が厳しいとか安全だとか言うのですけれども、それは確かに大事なことです。担当者だけではなくて市長みずからも警察署に申し入れして協力を求めると、公共交通機関にも協力を求めていく、そういう取り組みをしていただきたいと思います。そのことを最後に申し上げて私の質問を終わります。

○小貫委員

◎国立小樽海上技術学校について

海上技術学校からお伺いしたいと思っておりますけれども、本会議の質問で聞いていてやはりよくわからないのは、小樽市が譲渡を受けようとしている範囲と金額は一体どうなのかというのがいまいちはっきりしないのですが、はっきりさせていただきませんか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現在の時点では、小樽商業高校に係る譲渡条件は額も含めましてまだ提示されておられません。

ですが、本市が商業高校を取得して海技教育機構に貸与する考えでありまして、貸与については相応の負担を求める考えで協議しておりますし、市で活用する部分についても耐震基準を満たした施設でありますので、本市の施設として有効活用する考えであり、取得時には財政支出を伴うことになるかと思っておりますけれども、そういった意味では一定の負担を考えているという状況であります。

○小貫委員

ただ一方で、海上技術学校は25%から30%しか使わないよと言っているのですけれども、そういうふうに使っているとやっている約3割の部分というのはどこなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、協議の中で25%ないし30%程度というふうな話で進めているところは、小樽商業高校の本校舎3階、4階部分を主に校舎として使用したいということで協議を進めております。

○（総務）企画政策室長

範囲としては、グラウンドと職員宿舎を除いた部分というふうに考えております。

○小貫委員

今、企画政策室長に言っていたのは、小樽市が要望しているところですよ。それで、担当主幹が言ったのが、海上技術学校が使おうとしているところだと思うのですが、それ以外の部分は共用になるということなのですか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

それ以外の部分につきましては、おおむね市の施設として活用することで検討しております。一部、間仕切りし切れない部分について、共用が発生する可能性があるというところになるかと考えております。

○小貫委員

それは、どこなのでしょう。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

まだ、間仕切りについて協議は完了しておりませんので、今まだ検討中となっている部分としましては、大きいところとしては玄関ですとか、そういったところになるかと思えます。

○小貫委員

でも、3階、4階を通るには、1階、2階を通らないといけませんよね、そこも共用ということになるのですか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

そのあたりも共用になるかどうかも含めまして、今、間仕切り方とあわせて協議中という形になります。

○小貫委員

今口頭でやりとりしていてもよくわからないので、後でしっかりその辺図面も含めて説明してください。

それで先ほど来挙がっている一定の負担というのは、どういう負担なのですか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

一定の負担といいますのは、海技教育機構には先ほど申し上げましたように貸与する考えでおりまして、相応の負担を求め、賃料なりで回収していきたいという考えもございます。

市の活用する部分についても有効活用してまいりたいというふうに考えておりますけれども、取得時には財政支出を伴うことが想定されますので、そういった意味で一定の負担は考えなければならないというふうに考えているところです。

○小貫委員

この間、高野議員が取り上げているのは、結局、一定の負担の範囲が余りにも見えないということを問題視しているのですが、これはいつぐらいに示せる予定なのでしょう。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

一応、北海道との協議の状況としましては、本年中に譲渡条件を固めていただきまして、年明けから手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

(「答えてないよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

説明員に申し上げます。この間の議論の中で一定の負担の範囲が余りにも見えていないと。いつぐらいに示せませんかと言っているのです。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

失礼しました。年内に譲渡の条件を固めたいというところでございますので、年内には示されるものと考えております。

○小貫委員

私たちが言っていたのは、やはり国の責任、これは代表質問でも言っていましたけれども、同時に、本当に国の施設と市の施設の併存というのは可能なかという話をずっとしてきました。

まず、地方財政法第12条について説明してください。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

地方財政法第12条におきましては、第1項は「国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」という項です。第2項は、その施設について各号に挙げられているような状況です。

○小貫委員

もう少し丁寧に言ってほしかったのですけれども、そこにある第2項第6号に、海上技術学校もしくは短期大学校が当たるのかどうかお願いします。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

第2項第6号にある国の教育施設であるというふうを考えております。

○小貫委員

つまり、国は海上技術学校を運営するに当たって、地方公共団体に負担をさせてはならないと、こういうことでいいのですよね。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

その条文解釈になるかと思います。

○小貫委員

そういう条文があるから、その共用部分について、本当に市が負担することにならないのかと。貸与ということもこの賃借料をいただければ、この地方財政法第12条及び地方財政法第4条の5、この課題をクリアできるのかと。その辺はいかがですか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

まず、海上技術学校につきましては、国としてはあくまで廃止の方向性であったもの。これに対しまして、本市は地元として何とか小樽市に残してほしいということで方針転換を引き出すために自主的に要望を行い、地元の考えとして方策を提示し、本市の小樽商業高校の取得により貸与するという提案、これによって存続決定を引き出したものでありますので、国がそのような措置をしてきたものとは考えておりませんし、さらに海技教育機構に対しては賃料など相応の負担をしていただく考えで協議している状況であるものです。

○小貫委員

いや、今前段で担当主幹が述べたのは、私の言った第4条の5の部分だと思うのですけれども、その賃借料をいただければ、結局地方が負担するというふうにならないという解釈でよろしいのですよねということです。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

賃料を負担していただくのもそうなのですが、今機構との協議の中では、施設の運営に係る維持管理費、そういったものについても、実費なり応分の負担を求めていく考えがありますので、そういった意味で市の負担というところは抑えていきたいというふうを考えているところであります。

○小貫委員

多分、地方自治法に書いてあるとは思うのですけれども。

それで、その後の管理は市の施設だから市が行うわけですよね。その辺はいかがですか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

市が家主として貸与するような考えでおりますので、市が全体を管理するような考えでおります。

○小貫委員

その辺がやはり過度な市の負担にならないように話をさせていただきたいなというふうに、まだ中身が正確に決まっていないので注意だけということにしたいと思います。いずれにしても、一体どれだけ市が負担しなければいけないのか、本来国が持つものを市が負担するということがないのか、早急に明らかにさせていただきたいなと思います。

◎地域福祉計画について

次の質問に移ります。地域福祉計画です。

きのう高橋龍委員が取り上げていましたけれども、法改正によって努力義務がついたのだと。

そもそも、この社会福祉法に地域福祉計画が盛り込まれたのはいつのことなのでしょう。

○（福祉）菊地主幹

地域福祉計画ですが、平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に新たに規定されたものであります。

○小貫委員

平成12年ということで大體20年、もうそろそろなろうとしているのですけれども、この間つくってこなかったわけなのですが、なぜつくってこなかったのか。それがなぜつくるといふふうになったのか。それはいつごろからなのか、それを示してください。

○（福祉）菊地主幹

まず、なぜつくってこなかったのかということですが、従来は高齢者、障害者、子供などそれぞれの分野でそれぞれの法律に基づいて個別計画を策定して、その個別計画に基づいた事業実施で支障が特に生じていなかったことですか、また、社会福祉法においても任意規定であったことからつくってこなかったものでございます。

しかしながら、平成30年4月の社会福祉法改正によって、地域福祉計画の策定が努力義務になったことを受けまして策定について検討してまいりましたが、北海道の方針として、令和2年度中に全市町村の策定を目標にしているということと、本市におきましても複雑化する地域課題の解決を目指すに当たって、各福祉分野の連携を定める地域福祉計画の早急な策定が必要と考えたため、30年11月に策定するという方針を決めたものです。

○小貫委員

平成30年11月だということ、31年第1回定例会で高橋龍議員がやっていますけれども、30年11月ということは、30年第4回定例会の厚生常任委員会などで報告があったのですか、そういうふうにやりますよと。

○（福祉）菊地主幹

そのことは報告してございません。

○小貫委員

なぜしなかったのですか。単純な疑問です。

○（福祉）菊地主幹

その場では、策定するという方針を決めたものであり、細かなスケジュールですか、策定の体制につきまして未定だったものですから報告はしていないところでございます。

○小貫委員

ただ、上位計画だということ、そういうことになると大抵各会派の代表とかには結構話を回していたりしていただいていたのですけれども、そういうこともあったのでしょうか。私が知らなかっただけでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

そのようなことはありませんでした。

○小貫委員

この計画自体を別に反対するわけではなかったのですけれども、ただ、前市長のときに問題になったのは、いきなり予算づけというのはどういうことだというのが結構あったのです。

ただ、今回は第1回定例会でやりますというふうに答えているので、それとは性質が少し違うのですけれども、もう少し丁寧な対応が欲しかったと思います。

下にぶら下がる計画にはどのような計画があるのか示してください。

○(福祉)菊地主幹

福祉分野ごとの計画ですが、まず子供の分野におきましては、子ども・子育て支援事業計画があります。また、高齢者福祉の分野においては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画。障害者福祉の分野においては、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画がございます。

○小貫委員

それで少し気になるのが、今の政権のもとで共生社会というのが頻繁に使われていまして、そのもとでこの計画が進められているというところなのです。東京保険医協会のホームページでは次のようにありまして、「地域住民等の助け合いは否定しませんが、本来助け合いとは善意で行われるものです。こうした助け合いが法律に位置づけられれば、自治体等による「互助」の強制につながりかねないため重大な問題です。」と警鐘を鳴らしています。

この不安のように、地域住民の自助、互助、これに役割を押しつけて公的責任を投げ捨てることがあってはならないと危惧をしているわけですが、その点をどのように留意していくのか説明してください。

○(福祉)菊地主幹

この地域福祉計画は住民主体の計画ではありますが、公的責任を見捨てるものではなく、行政と住民との協働についてしっかり定める計画でございますので、策定において行政の役割が小さくなるということではなく、逆に住民から見た場合の公的役割が明確になるものと考えております。

また、地域福祉の推進に当たって、行政として責任を持って進めていく、そこが担保される計画になろうかと考えております。

○小貫委員

今回の費用が、まず一般財源となっているのですけれども、この策定にかかる経費に国からお金は入ってこないのですか。

○(福祉)菊地主幹

国からのお金は入りません。

○小貫委員

策定では入らないと。計画に基づく事業を行うことになった場合はどうなのでしょう。

○(福祉)菊地主幹

そこは事業ごとによって変わってくるものと思いますが、それぞれの個別法に定める事業であれば、そこに基づく補助金なりが入ってくるものというふうに考えます。

○小貫委員

いやそうではなくて、それはぶら下がっている計画に入っているという場合だと思うのですけれども、この地域福祉計画に定めてあるからお金を出しますよというメニューはあるのでしょうか。

○(福祉)菊地主幹

この地域福祉計画に位置づけられた事業でお金が出るというメニューはございません。

○小貫委員

それではもう一つ、国からの通知だと、都道府県は未策定の市町村に対して計画策定が行われるよう支援願いた

いというふうを書いてあるのですけれども、どのような支援が北海道からあったのでしょうか。

○(福祉)菊地主幹

現在のところ、北海道から支援を受けたということはありません。

ただ、市町村への支援を都道府県はしないとならないものですから、こちらから相談をした場合には、そういう相談対応をさせていただけると、そういう支援はしていただけるものなのかと感じております。

○小貫委員

私は、恐らくこの間つくってこなかったのは、それぞれの個別計画で支障がなかったというのもあるのですけれども、つくったところでお金が出るわけではないのに、わざわざ小樽市は金がないのにつくるわけがないなと思っていたのです。ただ、そこは、そうですとは言わないと思うのでそのままスルーしますけれども。

この地域福祉計画策定委員会の位置づけなのですから、事前に聞いたら条例で定めないと行っていました。いわゆる私的諮問機関となるのですけれども、私的諮問機関と附属機関の違いについて説明してください。

○(総務)総務課長

まず、附属機関なのですが、地方自治法に定めがございます。法令または条例に基づいて、調停、審査、諮問又は調査を行うために設置された機関で通常合議制の機関というふうになると思います。

これに対しまして、法令や条例ではなく要綱等に基づいて設置される会議で、専門的知識を参考にする場合ですか、市民の皆様からの御意見を聞く必要がある場合に設置するもの、こういう会議があります。

いわゆる私的諮問機関と言われるものは、この後者に含まれるものというふうに考えます。

○小貫委員

附属機関の場合は地方自治法の定めによって恐らく報酬が支払われると思うのですけれども、要綱設置の場合はどのような形になるのですか、また、法的根拠は。

○(総務)企画政策室品川主幹

附属機関ではない場合の会議の参加者に対する報酬と申しますか、謝礼と申しますか、そういったものの位置づけでございますけれども、法的根拠というのではなくて、要綱等で実費弁償的な費用をお支払いするケースが多いかというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、ほかのいろいろな他部署の分野で、上位計画と言われるものなのか、大体網羅している計画というのか、そういうものがあると思うのですけれども、その委員会については、この附属機関なのか要綱設置なのかについて説明してください。

○(総務)企画政策室品川主幹

まず、上位計画と言われるものは総合計画が挙げられますけれども、こちらについては条例で附属機関として総合計画審議会を設置しております。

あと、このほかに上位計画と言われるもの、ある程度幅広い分野についてのマスタープランというふうに位置づけられている計画ですけれども、まず挙げられますのは都市計画マスタープラン。こちらの委員会外部の庁外の方が参加する会議として、こちらが把握しているものとしましては、まず附属機関が都市計画審議会、それと附属機関ではない会議として都市計画マスタープラン策定委員会、これを設置しているというふうに把握しております。

もう一つ、分野ごとのマスタープラン的なものとしましては環境基本計画というのがございます。こちらも環境審議会という附属機関を設置してございます。

○小貫委員

今聞いていると、ほとんどが附属機関なのですけれども、先ほど聞いたら、これだけ下にぶら下がっている計画がたくさん網羅されている中で、恐らくいろいろな関係機関、そういうメンバーが集まってつくられる計画になる

と思うのです。

やはり、しっかりガイドラインでもよく公開するようとか、そういうのも書いてあったりするので、そういうことになるのしっかりと条例で定めたほうが私はいいのではないかと思ったのですが、これについていかがでしょうか。

○(福祉)菊地主幹

策定委員会は条例により附属機関としたほうがいいのではないかという御指摘ですが、まず策定委員会の設置根拠については条例なのか要綱なのかは社会福祉法では触れておりません。つまり、各自治体の考え方によって変わってくるものと考えております。

そのことを受けて、本市においては、まず道内他都市を調査したところ、要綱設置の自治体が多かったことから附属機関とせずに策定委員会を要綱で設置したものになります。

○小貫委員

いや、経過を聞いたのではなくて、したほうがいいのではないですかという提案なので、それにかみ合った答弁を。今のは、する必要はありませんという答弁だったのでしょうか。

○委員長

説明員に申し上げますが、小貫委員は条例で定めたほうがいいのではないかとお聞きになったのですから、明確にもう一度お答えください。

○(福祉)菊地主幹

今のところそのような考えはございません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

◎乳児用液体ミルクについて

乳児用液体ミルクについて質問させていただきます。

乳児用液体ミルク、以下、液体ミルクと言わせていただきます。牛乳にビタミンなど栄養分を加えたもので成分は乳児用調製粉乳、以下、粉ミルクと言わせていただきます。液体ミルクについては、平成30年8月に厚生労働省の省令が基準、また消費者庁の通知などで法改正、施行されまして、事業者がこれらの基準に適合した液体ミルクを国内で製造・販売することが可能になりました。

そして、本年4月から国内事業者の液体ミルクが販売開始されております。私が市の職員時代にも派遣されました熊本地震の際にも、フィンランドからの支援物資として液体ミルクが届けられ、その必要性が社会的にも注目されました。また、北海道においても昨年の北海道胆振東部地震の際、東京都からフィンランド製の液体ミルクが提供され、被災した厚真町、安平町、むかわ町、日高町、平取町の5町にも配布されましたのは御承知のことと思

ます。

そこで質問させていただきます。

液体ミルクの普及状況ですが、乳児期の育児において授乳は大きな部分を占めております。また、母乳だけで授乳を行えない方も数多くいらっしゃるため、粉ミルクや液体ミルクという人工乳は、そういった意味でも非常に重要な製品ではあります。この液体ミルクは、粉ミルクに比べまして、市内のドラッグストアなどで陳列状況を見ましても、まだまだ知られていないのではないかと感じておりますが、この液体ミルクの認知度、この普及状況についてどのように感じているか、お聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

乳幼児の液体ミルクの認知度ということでございますけれども、国内での販売がことしの春から始められたということで、まだまだ認知はされていないというふうに考えております。

○横尾委員

そこで、液体ミルクのメリット、デメリットということで、粉ミルクは世界保健機関WHOだとか、国連食糧農業機関が作成したガイドラインでは、粉ミルクを製造過程で無菌にすることはやはり難しいと。また、開封後に病原微生物に汚染されるおそれもあるということから、安全な調乳、また保存及び取り扱いの方法を定めておまして、使用のお湯は70度以上を保つだとか、調乳後2時間以内に使用しなかったミルクは廃棄するなどが示されております。

そこでお聞きいたしますが、粉ミルクと比べた場合の液体ミルクのメリット、そしてデメリットについて、どのようなものがあるか説明していただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

液体ミルクのまずメリットという点なのでございますけれども、4点お伝えいたします。

まず1点目としまして、夜間や共働き世帯で時間が限られているとき、また保育者の体調がすぐれないとき、さらには母親が不在のときなども簡便かつ安全に授乳を行える点が一つ。

2点目といたしまして、調乳用のお湯、今70度以上というお話があったのですけれども、こちらが不要であり、授乳に必要な所持品が少なくなることや、調乳を行わずに済むことから、簡便に授乳を行うことができる点。

3点目といたしまして、地震等によりライフラインが途絶えた場合においても、水、燃料等を使わずに授乳することができるため、国内の流通体制が整って、使用方法やリスクに関して十分に理解されることを前提として、災害時の備えとしても活用が可能ではないかという点。

最後、4点目といたしまして、乳児を伴って来日する外国人、そういう方にも使っていただけるのではないかとこの点がメリットになっております。

一方、デメリットにつきましては6点お伝えしたいというふうに思います。

まず、最大のデメリットと申しますか、特徴としましては高価であるということが挙げられます。

2点目といたしまして、消毒した哺乳瓶に移しかえて授乳をする必要がある。

3点目としまして、開封後に速やかに授乳する必要があるということ。

それと関連し、4点目としまして、飲み残しは再使用せず、廃棄する必要があるということ。

5点目としまして、製造過程上、粉ミルクよりも多少粘度、少し粘性があったりとか、あとは茶褐色の色がついているものがあるということで、こういうものに対する抵抗感がある。

最後、6点目といたしまして、おおむね25度以下で保存しなければならない点ということで、6点挙げさせていただきます。

○横尾委員

液体ミルクにはさまざまメリット、デメリットがありますが、まず粉ミルクと比べると価格が高いというのが大きなデメリットではありますが、やはりそれ以上に災害時の備えや衛生的な授乳の支援、また外出時、夜間における授乳を簡便に行うことができるという育児負担の軽減という観点からも、かなり有用であると考えております。

例えば、赤ちゃんがミルクを欲しがると、粉ミルクは衛生上つくり置きができないため、昼夜を問わず、直ちにつくらなければなりません。お湯を沸騰させ、粉ミルクを計量し、お湯の温度が70度より下がったら粉を溶かし始め、そしてそれを冷まし、腕などにつけて温度を確認して、でき上がりということで約20分かかってつくられますが、そのミルクを持っていても、もう赤ちゃんは寝ていたりすることで捨てなければならぬ。そのような生後1カ月までは、やはり授乳の間隔も短いので、睡眠時間を確保するのは大変な状況となっております。

一方で、液体ミルクは先ほどもありましたけれども、25度以下で保存するというので、常温で飲ませることができるため、開封して哺乳瓶に入れるだけということですので、準備から飲ませるまでは1分もかからずかなりの時間が短縮されると言われております。あとちょっとしたお出かけでも、オムツや着がえなど、荷物が多くなる時期ですけれども、お湯用の水筒だとか冷ますための水だとか、そういったものが必要ないので、外出中の荷物を減らすことができるということで育児負担の軽減に寄与する。

そして、今まで育児に携わってこなかった男性が、育児へのかかわりを促進するということが期待されておりますが、こういった育児負担の軽減、男性の育児へのかかわりへの影響について、どのように考えているかお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

ただいま男性の育児への参加のきっかけにもなるのではないかとということで委員からお話がありました。

市の認識といたしましても、こちらの液体ミルクにつきましては、災害時の備えだとか、あとは衛生的な授乳の支援、外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から、非常に有用であるという認識はしております。また、父親も気軽に育児に参加できるという意味でも有用というふうに考えております。

○横尾委員

このように利点がある液体ミルクですけれども、家庭より多くの粉ミルクを使用する医療機関、また保育施設などでも、粉ミルクだけではなくて必要に応じて液体ミルクを活用することにより、業務負担の軽減、働き方改革等ありますが、それにつながっていくのかと考えておりますけれども、どのようにお考えですか。

また、現在小樽市内の医療機関や保育施設で液体ミルクを活用しているところがあれば示していただきたいと思っております。

○（保健所）健康増進課長

液体ミルクについて、市としましてもことしの春から流通しているということで、いろいろな健診や個別の訪問の中で、母親に育児負担のことを聞く機会がございますが、その中でまだ御意見とか感想であるとかということなかなかお聞きできていないような状況で、これから少しずつ情報収集に努めてまいりたいと思っております。

また、医療機関でありますとか保育所につきましては全数を調べているわけではないですけれども、こちらのほうでまだ使用しているかとか、あとは使用してどうだったかというようなお話がまだ聞けておりませんので、今後こういったような情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

なかなか、担当という部署が多分ない中で回答いただき、本当にありがとうございます。

この液体ミルクですけれども、やはり東京都は普及に早くから取り組んでおりまして、先ほどありましたとおり支援物資として災害被災地に送っておりますけれども、先ほどお伝えした事例の地域でも、多くが活用されずに保管されたままになっていたというような報道がありました。その要因として、まだまだ液体ミルクの安全性や利用方法などが認知されていないことが影響しているようでした。内閣府男女共同参画局の取りまとめた男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項などにおいて、母乳の代替として新たな選択肢となり得る液体ミルクの普及実現に向けた取り組みを推進する必要があるとされているところでございます。

このように普及の取り組みを必要とするとなっておりますし、また、いつ起きるかわからない災害や育児負担の軽減のために、小樽市においても早急に液体ミルクの普及への取り組みを推進していただきたいと考えておりますが、取り組み推進の必要性についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

災害への備えというお話もあつたのですけれども、やはり子育てをされる父親、母親の育児負担の軽減ということも大変大きな問題でありますし、父親の育児参加ということもございまして、母乳の代替用品としまして粉ミルクなどありますが、それとともに液体ミルクということも、こちらのほうでもさまざま情報収集しながら、まずは個別に必要な方にお勧めする、情報提供するというような形で普及啓発を図っていききたいというふうに考えております。

○横尾委員

そして、この液体ミルク、小樽市で考えられる具体的な普及の取り組み方法、実現する、実現しないというのはいいですけれども、取り組める方法としてはどのようなものがあるか示していただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

具体的な普及の方法ですけれども、先ほどお話ししたのですが、まだ流通が始まったばかりということもございまして、まずは母親、乳幼児健診であるとか、あとは家庭訪問の中で保護者のニーズを把握して、その中で個別に情報提供していくというようなことで考えてございます。

○横尾委員

この部分、普及については最後ですけれども、普及に当たって、その健診または訪問で情報提供するに当たって課題となる点や問題点などが想定されていれば示していただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

実際に、保護者に説明するに当たって、子育てに関するのですけれども、それぞれその栄養の与え方、母乳であるとか、ミルクであるとかということで、その子供の状態にもよりますし、母親たちの考えもありますので、そのあたりを十分、母親と父親と話し合っていく必要があるというふうに考えております。

○横尾委員

次に、この乳幼児に関する災害用備蓄品についてお聞きしたいと思います。

小樽市地域防災計画の第5章第5節食料供給計画の中で、乳幼児に対しては粉ミルクを配給することとなっております。この粉ミルクはどのような形状のものをどのくらい、そしてどのように調達されますか。

また、どのような状況になったらどのくらいの数量をどのような人たちに、どのように配給するのか。それを説明していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

粉ミルクの調達につきましてですけれども、基本的には避難所等が開設されまして、その中で必要が発生したときに、災害時の応援協定を結んでいる企業から調達する計画というふうに考えております。

数量につきましては、災害の規模、程度によって異なってくるものと考えております。

○横尾委員

規模、必要とする人数はあれですけれども、その人たちにどれくらいの量を配給するのか説明していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

粉ミルクの量としては1人当たり3日分。これを調達して配給するというで考えております。

○横尾委員

ちなみにこの粉ミルク、缶とか、あとキューブ状のようなものもあるらしいのですけれども、缶のミルクを配給するようなイメージでよろしいでしょうか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

形状につきましては缶タイプのを現状では想定しているところであります。

○横尾委員

内閣府政策統括官防災担当などの連名通知、災害時用備蓄食料の有効活用についてにおきましては、災害時用備蓄食料を更新される際には、食品ロスの削減の観点から備蓄食料の有効活用について御検討いただきますようお願いいたしますとされております。

小樽市では、応急用食料としてアルファ化米やクラッカーを備蓄しておりますけれども、賞味期限が間近となった場合の備蓄食料の有効活用についてはどのようにされているかお聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

賞味期限が近づいた備蓄食料の利用につきましては、各町会等で実施される防災訓練の際に試食訓練という形で配布させていただくほか、小・中学校において、こちらも児童・生徒に食育という観点から配布しているというふうな実態がございます。

○横尾委員

有効活用されているということでお聞きしました。

そこで、液体ミルクの備蓄の必要性なのですけれども、液体ミルクは地震などによるライフラインが断絶した場合でも、水、燃料などを使わずに授乳することができるということで、先ほど言ったように使用方法やリスクに関して十分に理解されることを前提として、災害時の備えとしても活用が可能なものです。配給する粉ミルクを全て液体ミルクに転換するということにはならないと思うのですけれども、既に乳幼児の食料として粉ミルクが配給されるということになって計画にも載っておりますので、さまざまな課題はあるにせよ、液体ミルクの備蓄の必要性というのは、乳幼児の食料としてあると思いますが、この必要性に特化してですけれども、どのようにお考えかお聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

今委員がおっしゃいましたとおり、液体ミルクにつきましては、水ですとか熱源、そういったものの確保が困難な場合でも利用が可能ということですので、災害時における有用性という部分では認識しているところでございます。

○横尾委員

そこで、備蓄に当たって実際に必要性はあるということだと思っておりますけれども、備蓄するに当たって小樽市で考えられる課題、場所だとか金額とかさまざまあると思うのですが、その課題についても何かあれば示していただければと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

液体ミルクの備蓄に当たっての課題ということでございますけれども、避難所となる各施設につきましては、保管スペースが限られている中で、その備蓄品の保管をお願いしているということでもありますので、そういっ

た液体ミルク、こういったものの備蓄に適した環境が果たして確保できるかどうかといったような問題。それから備蓄するに当たっての必要数量、これを検討する必要もございます。

さらには、定期的な交換、賞味期限がありますので、そのような定期的な交換に必要な予算の確保。こういったような解決しなければならない課題があるものと考えております。

○横尾委員

そこでこの部分の最後になりますけれども、液体ミルクの備蓄及び普及の実現についてということで、千葉県山武市では災害時に備えて国産の液体ミルクを備蓄し、賞味期限が迫った液体ミルクを乳児健診などで希望者に飲み方の説明や試飲を行って、災害時に液体ミルクを使用することへの抵抗や不安解消につなげるという方針を示しております。

備蓄する数量は先ほど挙げましたとおり、考え方はさまざまあると思うのですが、現在販売されている液体ミルクで賞味期限が半年と1年のものがありますが、賞味期限1年の缶入り液体ミルク240ミリリットル、ライフラインが断絶した期間を2日間と想定しまして、1歳までの乳幼児を昨年の出生数である約500人として、避難所で夜間に限り、母乳だけで授乳を行えなく液体ミルクを希望する方に配布すると私のほうで想定しますと、液体ミルクの備蓄が必要となる数量は1,000本程度かと考えておりました。1,000本程度となりますと、缶入り液体ミルクが希望小売価格が税抜き215円ですので、1,000本だと25万円程度になるのかというふうに思っております。

このような小樽市においても小樽を、そして未来を担っていく赤ちゃんを災害から守るため、安心して子供を産み育てることのできるまち小樽の実現のために、そして子育て世代への具体的な支援策となる一つとして、液体ミルクの普及推進の取り組みや災害時の備蓄について、今お話があったとおり二つの関係部署がありましたけれども、これが連携して新しい非常食の備蓄方法と言われるローリングストック法など、計画的に行うことでさまざまな課題を解決し実施できると思っておりますが、いかがでしょうか。

○(総務)災害対策室伊藤主幹

今横尾委員がおっしゃったとおり、期限が短いので、逆にその更新期限が比較的短期で訪れるというふうなことも逆に利用して、いろいろな施設に配布していくとか、そういったような活用方法は確かにあるかと思っております。

○(総務)災害対策室長

今委員がおっしゃった備蓄品の期間が短いものはローリングストック法、いろいろな形での使用方法ということで少し御提言がありましたけれども、まず基本的に乳児用の備蓄品については、先ほど担当主幹から説明いたしましたとおり備蓄品としてストックはしてごさいませんから、まずは協定を結んだところから応援をいただくという形になるのですが、現状そのような形でやるということになっているものですから、ストックという部分については現在のところ全く検討は正直言ってしておりません。

ただ、今後さまざまな予算の問題ですとか、いろいろな形で課題の整理はしていかなければならないものと考えておりますので、まずそういった課題の整理を先にさせていただきたいと考えております。

○横尾委員

ストックは検討していないということですが、こういったものをストックする方法として一例挙げさせていただきましたので、その辺はよく検討していただきたいと思っております。

◎FMおたるの普及について

次に移りたいと思います。

FMおたるでの災害情報配信、普及活用ということで、こちらは災害情報FMおたるの普及についてということで質問させていただきたいと思っております。

小樽市はFMおたるで、災害時に緊急災害放送で災害関連情報を配信しておりますけれども、胆振東部地震に伴うブラックアウトでは、難聴地域に情報が伝わらず課題となったと聞いております。この難聴地域への対応について、現在の状況と今後の対応及び見通しについて確認させていただきたいと思っております。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

FMおたるの市内における難聴地域の解消についての御質問でございましたけれども、現状、難聴解消地域を把握するための電波伝搬調査、こういったものを実施する。そして、その結果に基づいて難聴を解消するための送信局を建設するための設計、そういった業務につきまして、今年度に既に予算づけされておまして、契約、発注というふうに進んでいるところでございます。

その設計に基づきまして、来年度工事に着手できればというふう考えているところでございます。

○横尾委員

難聴地域を解消していくという方向で進んでいるとは思いますが、実際にFMが聞けるラジオを市民の方が持っていないければ意味はないと。また、さらに言えば、FMを聞けるラジオを持っていたとしても、災害情報を配信しているFMおたるを聞かなければ役には立たないという状況は目に見えていることかと思っております。

実際テレビ、ラジオ、さまざまありますけれども、小樽市のラジオの聴取状況というのは、もし何となく感覚でもいいので示していただきたいと思っておりますし、また、FMおたるで災害情報を配信しているということをどれぐらい知っているかという状況も、感覚になるかもしれませんが、示していただければと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

市民のFMおたるの聴取状況と災害情報が放送されているということの認識についてでございますけれども、申しわけございません、現状、市民のFMおたるの聴取状況が確認できる資料というのはございませんが、昨年の大規模停電以降、議会議論ですとか市民の声の中で、FMおたるが災害時における重要な情報伝達手段という認識は高まっているというふう考えています。

また、市としても災害時にFMおたるで災害関連情報を放送しているということを、さまざまな機会を捉えて積極的に市民の皆さんにお伝えするように努めておまして、市民の認識度としては決して低くないものと考えているところでございます。

○横尾委員

そこでのんですけれども、平成30年からFMおたる「明日へ向かってスクラムトライ！」に市長がゲストとして出演し、市政の動きや取り組みなど、また市の職員が役立つ情報などを届けています。この第1、第3月曜日と隔週ではありますが、市長や市職員がラジオ番組に出演することで市政への関心を高める。それのみならず、市民の防災意識の向上、さらに常にラジオを身近に感じ、使用してもらうということにもつながっていくのではないかと考えておりますけれども、小樽市ではどのように考えていらっしゃいますか。

○（総務）広報広聴課長

委員のおっしゃるとおりと考えております。FMおたるにつきましては、今災害の話がありましたけれども、災害時の市民の情報基盤、インターフェースにすると本市で決めまして、今災害対策室からもありましたとおり今後難聴地域解消に向けた取り組みを進めてまいり。そういったことに鑑みますと、より多くの市民に間口を広げるといいですか、裾野を広げるといいですか、いざというときにすぐ活用できるように、日ごろから触れていただけるようにしていかなければならないという認識は持っております。

○横尾委員

こうやってラジオに興味ある方は聞いていただいていると思うのですが、あとは、ふだんからラジオに興味がない方もいらっしゃると思っておりますので、例えば本庁舎に来庁される方が、FMおたる「明日へ向かってスクラムトライ！」の時間にそのラジオを聞くことができたりとか、またはそういうことをやっているを紹介するスベ

ースを設けるなど、FMラジオに興味を持っていただくような仕掛けづくりも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

具体的な取り組み例ということだと思いますけれども、委員のおっしゃるとおり、市長や市職員が出演している「明日へ向かってスクラムトライ!」、これは市の提供番組ということですから、これを聞けるラジオを持っていない方も来庁の際には聞ける方法ですとか、あるいは、やはり最も身近な、特に高齢者にとって身近な広報ツールは広報おたるだと思いますので、広報おたるにおいてFMおたるの役割等、その重要性について取り上げていく、そういういった効果的な方法について考えてまいりたいと思っております。

○横尾委員

小樽市の本庁舎には多くの市民の方が来庁されております。その多くの方に庁内放送を使って、例えば6月で言うと広報おたるの情報パレットのページの片隅に書いてあるような「6月は環境月間です。環境にやさしい行動を心掛けましょう。」とか、「FMおたるで災害時に放送しています。」だとか、そういった小樽市の情報をお知らせするという事は情報発信に効果的な方法であると思っておりますが、お答えください。

○(総務) 広報広聴課長

庁内放送を活用した市民周知ということですが、これについては具体的、実現性、実現可能かどうか研究しながら考えてまいりたいと思っております。

○横尾委員

他市に行ったときにそういったことをやっていた例がありましたので、こういった紹介をさせていただきました。

○松田委員

◎空き地対策について

今まで私は空き家についていろいろ質問してきましたが、今回は空き地について質問させていただきたいと思っております。

実は私は、ある方から相談を受けたわけです。その方の家の上部に位置する宅地は、家は解体して問題はないのですが、樹木が管理されていないがゆえに、春はその樹木の花が、また秋には落ち葉が相談者の家の屋根に舞いおり、また、強風により枝が折れて垂れ下がり、非常に危険な状態になっているので何とかできないのかという相談でした。

それで、担当部署がわからなかったものですから、空き家の担当部署に相談すると、現在空き地に対する法がないので市としては何ともできないけれども、何とか所有者を見つけてくださって今対策を講じている最中です。

そこで、小樽市における空き地に対する相談事例の有無について伺います。あったとしたらどのくらいの件数で、どういった内容か。また、どのような対処を行ったのかお聞かせ願いたいと思っております。

○(建設) 山岸主幹

空き地に対する相談と内容ということですが、あくまでもこれは空き家対策担当として相談を受けた件数になりますが、空き家対策担当が平成27年6月にできましたのでそれ以降の件数と内容についてお知らせいたしたいと思っております。

27年度の相談件数が8件、28年度が17件、29年度が29件、30年度が16件、今年度はまだ6月までですが3件となっております、合計で73件の相談を受け付けております。

相談内容としましては、まず雑草に対する相談が38件。樹木に対する相談が29件。石垣や擁壁の崩れに対する相談が2件。処分、その他というものが4件となっております。

また、その相談に対しどのような対処を行ったかということにつきましては、空き地の相談内容にもよりますけ

れども、最も相談が多い雑草とか樹木についての対応につきましては、空き家と違い、法による所有者調査や行政指導ができないことから、一般的に取得可能な土地登記簿に記載されている所有者情報を確認しまして、所有者に対し近隣への影響がわかる写真を添付して対応を依頼する文書を送付しているところです。

○松田委員

空き家に対する管理責任は厳しいものがありますが、空き地に対する管理責任は今後どのようなになるのか。ともすれば、建物には目が行きますが、所有者も解体すれば、それで安心してしまいがちになります。今言ったように法的根拠がないので、手を打つことができないということですが、空き家がふえ、法的根拠に基づき適正管理が義務づけられるとしたら、それを解体すると空き地もふえるということは必然でございます。

今後、空き地に対する管理責任も問わなければならないと思いますが、市でどのような認識を持っているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

空き地に対する管理責任ということですが、空き家も空き地も管理責任は当然所有者ということになります。空き家については委員のおっしゃるとおり法律がありまして、法律による措置が可能ということになっておりますが、空き地については現在のところその法律がなく、行政指導できないというところから、現在のところは、最終的には所有者間で民事上の解決を図っていただくということになります。

ただ、空き地につきましては現在法律がないというお話をしましたが、現在国で管理不全の土地についての対応を検討しているというのが情報として少し見受けられました。ですので、今後法改正などの動きが出るかもしれませんので、その動きなどについて市として注視していきたいというふうに考えております。

○松田委員

それで、私も議員になったとき、空き家が大変問題になったので、空き家対策の条例をつくるべきだと何度も議会で取り上げてきました。そうしているうちに国で法律ができたので動き出したという実態があります。このままでは、先ほど言ったように空き地対策も同じような状況になるのではないかと懸念しています。

今、国でも少し動き出したようですけれども、国に先立ち、条例化など動き出してほしいなというふうに要望します。どこのまちよりも空き地が多い小樽市ですが、他都市より先例となる動きに期待して、この質問についてはこれで終わりたいと思います。今後よろしく願います。

◎介護職員の人材確保について

次に、介護職員の人材確保について質問させていただきます。

また先日、知人を通して介護職についている方から相談を受けました。その内容は、介護サービス利用者から叩かれるなどの被害を受けている折、苦慮しているという。介護虐待が問題になっているが、そういう実態もあるということを知ってほしいという内容でした。

市では、こういう実態があることは認識していますでしょうか。認識しているとしたらどのように受けとめているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）次長

利用者からそういう声を受けたということで、直接ハラスメント行為と申しますか、それを受けたということでの市への通報というのはありませんが、私ども事業所の実地指導ですとか監査の中で、管理者とか職員から直接ヒアリングすることがございます。そのヒアリングの中で、認知症状のある方、利用者から叩かれたといったことだとか、例えば、移乗するときに手をひっかかれたとか爪を立てられた、もしくは特定の職員にだけ大声で、おまえはあっち行けだとか、そういう大声を出して拒否されるだとか。そういうことはあるということは聞いております。

これら一連のハラスメント行為はあるというお話を聞いておりますので、少なからず事業所においては、程度の差はありますけれども、そういうことはあるのだろうというふうに推測しているところであります。

○松田委員

では、今介護職員の人材不足が問題になっています。ある調査によれば介護職員の離職率が全産業の離職率より高く、その背景にはこのハラスメントがあるのではという一部の意見もあります。この点について市ではどのように捉えているのか、この点はどうでしょうか。

○（医療保険）次長

全産業の中での介護職員の離職率が高いということの御質問なのですが、実は公益財団法人介護労働安定センターというところがございます、こちらでは介護労働実態調査というのをやっております。この中で介護職の離職の理由のベスト3というのがありまして、1番目が「職場の人間関係に問題があった」と。2番目が「結婚・出産・妊娠・育児」のため。3番目が法人や施設、事業所の「理念や運営のあり方に不満があった」と。これが、ベスト3となっております。この特に3番目の法人、施設、事業所の理念のあり方に不満があったという点ですけれども、これはハラスメントなどにもかかわらず、事業所に対して不満ですとか苦情を職員から言ったのだけれども、うまく対応してもらえなかった。対応が後手に回ったというようなことで離職に至ったというケースもあります。

一方、ハラスメントですけれども、利用者のハラスメントというのは事業所としてもなかなか対応が難しいケースであります。何をもちてハラスメントとするのかですとか、では実際それが現認されたとして、どういう対応をしていくのかというところが、なかなかノウハウがないようなことも聞いておりますので、対応が後手に回ると。それで職員の不満がたまって、最終的には離職に至るといようなこともこれはあり得るだろうなというふうに認識しております。

○松田委員

厚生労働省では、本年4月に各市町村等について、介護現場におけるハラスメント対策マニュアルについて発信していますが、小樽市でもこのマニュアルについて発信はされたのでしょうか。この点はいかがでしょう。

○（医療保険）次長

今委員からお話がありました介護現場におけるハラスメント対策マニュアルと言いますが、こちらは厚生労働省から平成31年4月10日に発出されております。北海道を經由いたしまして、令和元年5月16日に小樽市に通知が参っております。小樽市で、これにかかわらず通知がたくさん来るものですから、介護保険課でまとめて6月11日に介護保険の適正化の情報とあわせて、地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所、これは小樽市で指定権限を持っている事業所ですけれども、こちらにメールでもって発出しております。

○松田委員

このマニュアルによれば、「ハラスメントの実態を伝えるとともに、事業者として取り組むべき対策などを示すことにより、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くための一助となること、ひいては人材の確保・定着につながる」とその発行目的を述べていますが、このマニュアルが介護事業者に対してハラスメント対策を練るための資料となっているかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）次長

発行目的は委員がおっしゃったとおりなのですが、このマニュアル作成に当たりまして、厚生労働省からの委託先では、全国の施設・事業所1万件を任意抽出いたしまして、そのハラスメントの実態ですとか課題についてアンケートを実施しております。そこで課題等も抽出しまして、このマニュアルをつくってきているのですが、その中の事業所の対応の項目で、先ほど少しお話ししましたが、「ハラスメントの予防・解決のためのノウハウがない」「ハラスメントかどうかの判断が難しい」「適切な対処の目安がわからない」といような回答も数多くあったところであります。

先ほどの答弁とも少し関係しますけれども、このマニュアルを使うことによって、適切にスピーディーに対応が

可能になるということは十分期待できるのかなど。それによって事業所のほうでもそこら辺の対応ができるし、利用者のほうでも適切なサービスが継続して受けられることになるだろうと、こういう期待ができるだろうというふうに思います。

○松田委員

ともあれ、介護職員に対するハラスメントを起こすのは利用者のごく一部です。ハラスメント被害がほとんどない介護事業所もあるというふうに聞いておりますので、ともあれ、いろいろなマニュアルだとかこういうものは、人材確保の観点からも非常に重要なものですので、事業所に対してしっかり周知していただきたいと、このように思います。

◎高齢者見守り対策について

最後に、高齢者の見守り対策についてお聞きいたします。

昨日の新聞報道によれば、昨年1年間に全国で認知症不明者が約1万7,000人おり、6年連続で増加しているというふうにあります。

北海道では369人が行方不明というふうにありましたけれども、この369人の中に小樽の人は含まれているのかどうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

これについては警察に届け出のあったものをまとめた数字と思われるので、内容については把握しておりません。

○松田委員

それで今小樽の高齢化率は、道内10万人都市の中でも高く、また、世帯構成を見ても高齢者の単独世帯数は複数世帯数を上回っていると聞いています。今、民生・児童委員が5月から6月にかけて世帯実態調査を行うというふうに伺っていますので、詳しい世帯状況はこれからわかるとは思いますが、直近で結構ですので、小樽の高齢化率と高齢者の単独世帯数をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

高齢化率は平成31年5月末現在40.15%です。独居高齢者の世帯数は1万634世帯で、この数字は30年5月の世帯状況調査によるものです。

○松田委員

本当に単独世帯が多いなというふうに思います。

この世帯状況を調べるという広報おたるの記事の中で、民生・児童委員の活動内容が記載されており、その中に地域の見守り役という小見出しがありました。民生委員は、児童委員を兼ねていますので、今さらながら多岐にわたる活動内容に敬意を表したいと思いますが、ともあれその民生・児童委員の果たす役割、幅が大きいだけにその知識習得も必要だと思いますが、民生・児童委員に対する研修等というのはどのような形で行われているのか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

年1回、小樽市民生児童委員研修総会の際に行う全体研修のほか、北海道の民生委員児童委員連盟主催の研修。あと後志管内で行う専門研修、市の民生・児童委員協議会を分野別の部会に分けて行うもの、そういったものが挙げられます。

○松田委員

私は最近、独居の高齢者の方の相談のことで民生・児童委員に本当にお世話になりました。今民生・児童委員のなり手が不足していると聞いていますが、小樽の民生・児童委員の人数と充足率、そして一人当たりの担当世帯数もわかればお聞かせ願いたいと思いますし、また、一人当たりの担当人数に基準があるのかどうか。その点について

てあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

現在の本市の定数は347名で、委嘱者が337名、欠員10名になりますので、充足率は97.12%です。1人当たりの担当件数は転居とかそういうこともありますので地区によりばらつきが相当あります。道の定めている配置の基準としては、170世帯から360世帯までの間に、民生・児童委員1名となっております。

○松田委員

では、最後の質問になります。

高齢もしくは諸般の事情により民生・児童委員を交代してほしいとしても、後任を見つけなければ交代できないという課題もあるやに聞いています。そのほか、なり手不足に係る課題等、考えられるものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

やはり世帯調査等で戸別訪問する、書類作成の多さ、あとは仕事をしている方にとっては活動時間を確保しなければならない。そういったものが主な理由として、なり手不足の状況がふえていていると考えています。

○松田委員

先日来、うちの秋元議員の質問の中にも、ひきこもりの問題も出ていました。その実態調査にも、民生・児童委員は重要な役割を果たしていますし、また、昨年の北海道胆振東部地震の際、地域の高齢の方などの安否確認に奔走して下さったのも民生・児童委員です。先ほど言いましたとおり活動が幅広く、使命感だけではあられない苦労もあると思いますが、とにかく民生・児童委員には御苦労があると思いますが、頑張ってくださいと思います。

これについてお答えはいただきませんが、今後民生・児童委員の役割、先ほど言った、まだ欠員が10名あるということですので、後任についてしっかりバックアップしていただきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○松岩委員

自由民主党の松岩一輝です。先日初当選をさせていただき、初めての質問の機会となります。よろしくお願いいたします。

◎G20観光大臣会合について

まず、G20観光大臣会合についてお話をさせていただきます。

G20観光大臣会合の開催がことしの10月25日金曜日、26日土曜日に北海道倶知安町で予定されております。平成30年4月4日の衆議院国土交通委員会にて、委員であり地元選出衆議院議員の中村裕之代議士が開催地の選定理由に関して、石井国土交通大臣に質問をいたしました。倶知安町が海外から多くの観光客を引きつける国際的なリゾート地として観光振興に積極的に取り組んでいる点などが述べられ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の前年に、観光立国日本を世界に打ち出す意味でも、この観光大臣会合には大変期待が高まっていると国でも議論がありました。

市長は公約の中で観光を基幹産業とし、国際観光都市小樽としての外国人観光客の受け入れ態勢の強化を明言さ

れておりますが、後志地域での G20 観光大臣会合の開催に際し市の見解をお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

G20 観光大臣会合が後志の倶知安町で開催されることにつきましては、同じ管内の小樽市にとっても大変誇らしく喜ばしいことと考えております。同会合には、世界 20 カ国の観光大臣のほか随行者やマスコミ関係者など多くの方々が倶知安町においでになりますので、北海道はもとより後志地域、ひいては小樽市の観光資源や食材を世界にアピールする機会だと考えております。

○松岩委員

G20 は大阪の首脳会合がメインで開催されまして、そのほか全国各地で関係閣僚会合が開催されております。既に開催が終わっている自治体もありますが、開催地では地元自治体や団体が中心となって、各種イベントを実施し、地元 PR 等を行っております。先ほど御説明もいただきましたけれども、関係する人たちが大体 1,000 人前後訪れるというふうな話もデータとして出ておりますが、そこでお伺いしますけれども、小樽市ではその観光大臣会合において何か具体的な PR 活動を行う予定でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

現在、後志総合振興局から地域 PR やエクスカージョンのアイデアシートの提出依頼があり、観光ポスターやパンフレット、視察内容の素材提供を行う予定ですが、現段階におきまして日程以外の大臣会合の詳細が決まっていないとのことです。引き続き情報交換しながら観光素材などの提供を行っていきたいと考えております。

○松岩委員

さまざまな PR 方法があると思うのですが、まだ北海道でも細かいところは決まっていないというところで、これから引き続き調整していただきたいと思います。いずれにしても、めったにない本当に貴重な機会だと思いますので本市の PR に努めていただきたいと思います。

私は、PR は市長が中心となって行うというのはもちろんだと思うのですが、小樽にはミスおたるというのがおまして、そのミスおたるが一翼を担うべきではないかと考えております。調べてみますと、道内で主にミスをおいているのは、平成 30 年時点で 12 の自治体で行われていると。後志地域では、本市のみがミスをおいているということですが、ミスおたるの募集要項に照らしても、今回観光大臣会合で小樽市を PR するという点で活用するのがふさわしいと考えますけれども、何か取り組みについてお考え等はありませんか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

先ほどお答えしましたとおり、現段階におきまして日程以外の詳細が決まっていないことから活用については特に検討しておりません。

○松岩委員

◎ミスおたるの活動について

関連して、ミスおたるの活動について少しお伺いしたいのですが、まずミスおたるの活動費に市のお金というのは入っているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

ミスおたるの活動につきましては、現在小樽市や小樽観光協会、小樽商工会議所、小樽物産協会、おたる潮まつり実行委員会、小樽雪あかりの路実行委員会によります運営協議会を設置しておりまして、観光協会が事務局となっておりその運営に当たっておりますが、経費につきましては、賞金ですとか研修費用、制服等、基本的にかかる経費につきましては、先ほど申し上げた構成団体による市も含む負担金を使いまして賄っております。活動費、派遣費用につきましては、交通費や日当等が当たるかと思うのですが、こちらにつきましては派遣依頼先からいただく形で対応しております。

○松岩委員

潮まつりを初めとして、クルーズ船の歓迎セレモニーや各地の物産展のPRなど、今も多くのボランティアの皆様のご協力も得ながら、活動が多岐にわたっているということがわかりました。私は、ミスの活動もそうですし、市長のPRもそうなのですけれども、本市のこの魅力発信そのものが観光振興だけではなくて、移住促進ですとか、既に小樽に住まわれている市民の皆様がまちに誇りを持つといった観点からも、さまざまなことに波及してくるのではないかと考えております。

今後は移住促進の観点から、総務常任委員会でも取り上げさせていただきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

◎国際交流ボランティア登録制度について

市長公約の国際観光都市小樽の実現に向けて、少し切り口を変えてお尋ねします。

本市には国際交流ボランティア登録制度がありますが、現在どのぐらいの方が登録されていて、どのような活動をされているのか、主なところを説明してください。

○（総務）主幹

ボランティア登録に関する御質問ですが、現在国際交流ボランティア登録制度による通訳登録者は70名となっております。また、通訳ボランティアの主な業務といたしましては、姉妹都市から使節団の訪問があったときに、テーブル通訳者や引率補助者として活動したり、日本文化体験会の実施時に講師の指導を在住外国人の方に伝えたりといった業務を行っております。

○松岩委員

本市の国際交流ボランティア登録制度というのは、あくまでも無報酬のボランティア制度ということで、小樽市へ訪れる観光客が通訳を依頼したりだとか、商業利用をするためのものではないということです。私はこの質問を行うに当たりまして、小樽市で通訳をしながら観光をしてくれる人がいるのかということをインターネットで検索してみました。日本語で検索したという理由もあるのかもしれませんが、このボランティアの募集以外にうまく検索がヒットできませんでした。

国では昨年、通訳案内士法という法律の改正が行われましたが、こちらの1番の変更点についてお示してください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

通訳案内士につきましては、外国語を通じて日本の観光地や文化、歴史などを説明するハードルが高い国家資格ということでしたが、昨年の改正によりまして、国家資格がなくても有料で通訳ガイドとして活動することができるというふうに把握しております。

○松岩委員

既存の通訳士としての国家資格はこれまでどおり存在はするのですが、今お答えいただきましたとおり、無資格でも有償で通訳を行うことができるという独占業務の規制緩和が実施されました。これは、訪日インバウンドの増加による通訳案内士の不足に対応したものであるということが立法の理由だそうですが、一方で、立法の過程段階から、悪質な無資格ガイドによる観光客のトラブルというのが当初から懸念がされておりましたが、本市で被害等の報告等はあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

本市におきまして、無資格ガイドによる観光客のトラブル等につきましては現在報告を受けておりません。

○松岩委員

まだ今のところはそういうトラブルがないということですが、今後この法律がどんどんどんどん浸透していったら、そういうトラブルが起きないようにしっかりと対応していかなければならないのかなと思います。

その中でこの改正通訳案内士法では、自治体が地域の知識と通訳の技能を兼ね備えた地域通訳案内士という資格

を付与できる仕組みが新しくできました。2019 年 6 月 14 日現在で 36 の地域で導入されており、合計 2,631 名の登録があります。今月に入り、新設が予定されている地域も複数あるというふうに調べることができました。

その先進事例として、岐阜県高山市では、本市より人口が少ない 8 万人程度の人口に対して 400 万人前後の観光入込客数がある自治体です。外国人観光客は 40 万人ほどいらっしゃると。この高山市では、地域通訳案内士という制度を活用しまして、地域に密着した通訳案内、主に登山だとかそういった歴史的な町並みを案内するガイドということらしいのですが、案内通訳ガイドの登録がありまして、観光客は市のホームページからその通訳ガイドの一覧を閲覧して、直接通訳案内士に連絡をして時間だとか料金について交渉し、観光ガイドを依頼することができます。ホームページを見ると顔写真やその方の連絡先だとかが細かく載っております。

そこでお伺いしますけれども、将来的には本市もこの制度を活用して、国際観光都市小樽の実現に向けて地域通訳案内士の育成を検討すべきと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

本市における地域通訳案内士の育成につきましては、外国語の能力のある方ですとかニーズなどを把握しながら情報収集し、実現可能性も含めまして研究をしてみたいと考えております。

○松岩委員

この制度を取り入れるには、結構市でもいろいろと準備をしなければいけないことがあって、簡単に資格を与えられるというものではないですし、与えた後もその質を担保するようなことをしていかなければならないということで、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

本市には、おたる案内人などの民間の観光案内団体のボランティアの方々も存在いたしますので、この既存の通訳ボランティアの拡充だとか充実などによって連携を図る取り組みはまだまだ十分に余地があるのではないかと思います。

この件は、また今後取り上げさせていただきたいと思いますが、次に災害対策の話に移りたいと思います。

◎災害対策の視点からの外国語対応について

ここまで、観光の視点から外国語対応についての話をさせていただきましたけれども、この取り組みというのは、災害対策にもつながってくるのではないかと考えます。

まずお聞きしますけれども、小樽市の職員の語学力に関して、市では把握されていますでしょうか。

○（総務）職員課長

職員の語学力につきましては採用時に提出してもらった履歴書に、例えば英検何級ですとか、TOEIC 何点ですとか、そういう記載がありましたら、その情報を人事給与システムに登録しておりますので、その範囲では一応把握しております。

○松岩委員

今の話ですと、採用時には登録しているということなので、採用されてから得た資格だとかに関してはそこまで把握されていないということがわかりました。

昨日も停電が発生いたしまして、幸い 1 時間程度のもので大きな被害はなかったということですが、災害はいつ起きるかわからないということを改めて考えさせられました。

北海道胆振東部地震の大規模停電では、行き場を失った観光客のためにウイングベイ小樽に緊急的に避難所として場所を提供していただくということがありました。この件に関しては総務常任委員会でも質問させていただきたいと思うのですが、災害時には特にこの外国人観光客、一時滞在者への対応というのが本当に難しい課題として挙げられると思います。

小樽市の地域防災計画では、小樽市災害対策本部業務分担表 19 ページに産業対策部観光班が、観光客の避難誘導及び支援を行うというふうに記載がありますが、外国語対応可能な職員の配置についてまで計画は

練られていますでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

外国語対応可能な職員の配置についての質問ですが、昨年度の北海道胆振東部地震の経験や議会議論を踏まえ、観光客対応について改めてその必要性を強く感じたことから、新たに小樽市地域防災計画に追記したものです。具体的な対応方法などの詳細までは現在記載しておりません。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

災害時の対応ということですが、災害時の対応のみではございませんが、外国人観光客の対応につきましては、現状では市内4つの観光案内所、小樽駅ですとか観光物産プラザの国際インフォメーションセンター、浅草橋、堺町通りの案内所、こちらに外国語対応の案内用の職員を配置して対応しているところです。

○松岩委員

災害対応に関しまして、どれだけ綿密な準備、計画を予定していても、また現場では混乱が生じるということもあると思いますので、引き続き議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

◎国際化に向けての担当課新設について

最後に、国際化に向けて担当課の新設ということで、観光振興、移住促進の点からお伺いさせていただきますけれども、本市の魅力というのは本当に皆様それぞれがいろいろと思うところがあると思うのですが、やはり既に移住をしてきている、私も生まれは札幌市で仕事の都合で小樽市に来させていただいてということで、よそから来た人間の視点というのも持ち合わせているのですけれども、やはり市内に多くの移住者、小樽市に来て小樽市の魅力を知って移住してきた方々はたくさんいらっしゃいます。そういった移住者の方々のお話とかを伺いますと、やはり外から見た小樽市のいいところ、悪いところというのをもっともっと市政に反映させてほしいというようなことをたくさん伺います。

今回この質問を作成するに当たりまして、例えば外国語の通訳に関しては観光振興室がやる、移住に関しては総務部がやるというふうに非常に部署が横断的になっているなという印象を受けました。先ほど示した岐阜県高山市では、通訳に関しては海外戦略部海外戦略課というところが担当されているようで、この名前から見ても市の方針がわかるような部署名になっているのですけれども、これを踏まえて小樽市でも、この国際観光都市小樽に向けて、新たに部署を新設して前に進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室長

観光の促進という点からお答えさせていただきたいと思いますが、観光の面ではこれまで国際インフォメーションセンターの設置ですとか、多言語ホームページ・パンフレットの作成、あと小樽観光協会と連携して旅行博へ出店したり、あるいは運輸局などと連携した招請業などの参画を行ってきておまして、現状では新たな課の新設というのは考えておりませんが、今委員がおっしゃっている国際化というのは少し広い意味も含まれていると思いますので、その辺につきましては今後国際化の情報に応じて、必要があれば検討することになるかと思っております。

○高木委員

◎地籍調査について

それでは、私からは地籍調査について質問をさせていただきます。

平成18年に国土地理院により、地籍調査に伴い小樽市内において街区基準点測量が実施されました。22年3月付で国土交通大臣から地籍調査の推進の要請を受けて24年5月に事業計画、26年から事業に着手しています。これまでの経緯をお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

これまでの経緯でございますけれども、平成17年に国土地院において、都市部の地籍調査推進のための事業として、都市再生街区基本調査を実施するに当たり、市内の四等三角点が不足していたことから、前段の作業といたしまして四等三角点の増設をしております。

その後、18年に都市再生街区基本調査で、小樽市内のD I D地区内に572点の街区基準点が設置されたところでございます。小樽市においては22年3月に国土交通大臣から地籍調査の推進についての要請を受けるとともに、同年6月の第2回定例会において小樽測量設計協会から提出されました陳情が採択されたことから、24年5月に地籍調査事業計画を立て、26年度から事業に着手しているところでございます。

○高木委員

計画概要では、平成26年度から令和6年度までに10地区において地籍調査が実施されますが、現時点での進捗の状況はいかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

現時点の進捗状況でございますけれども、住吉町地区において、平成26年度から官民境界等先行調査を実施いたしまして、現在地権者と筆界点の協議を継続している状況でございます。

○高木委員

今、この住吉町だけの1地区で、あと残りの地区に関しては令和6年度までに間に合う予定ではありますでしょうか。

○（建設）用地管理課長

10地区内の中の住吉町地区以外ということだと思っておりますけれども、現在住吉町地区を重点的に作業を進めているところでございますので、まず住吉町地区を終えてから、ほかの地区については検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高木委員

今回この事業に関しては、国が2分の1、北海道が4分の1を補助しており、残りの4分の1については80%が特別交付税の対象となっていることから市町村としては実質5%の負担となっているわけですが、これは予算との相談もあるかもわかりませんが、この小樽市内の今後の事業計画としてどこまで進んでいるかお知らせください。

○（建設）用地管理課長

10地区以外の事業計画ということだと思っておりますけれども、当初計画の10地区以外については、事業計画は現時点では策定していないところでございます。この先は未定ということになっております。

○高木委員

大規模災害の備えとして、この地籍調査はすごく重要であると思っております。どんどん災害になっても街区基準点等はGPSで復元等できるのですが、ある意味土地の復元になりますと座標のついていない場所、または根拠がない、そういう部分についてあるのが現状です。今後D I D地区にとって特に重要な測量だと考えていますが、その件に関してはいかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

地籍調査の目的にもございますように、統一された座標成果で確定され、災害が発生して現状がわからなくなった際に復元が可能となること。それから、境界トラブルの未然防止、固定資産税の算出の基礎根拠として活用されるものと認識しているところでございます。

○高木委員

平成27年のデータでありますけれども、今道内全体でD I D地区、宅地、農用地等を含め約70%で、後志地区では全域または緊急地域の中で約半分が調査を完了しております。本市においては、小樽市全体の進捗では今0.3%

と、今 31 年度なので少しはパーセンテージが上がっていると思いますが、いろいろなトラブル等ありますけれども、その辺を踏まえて今後計画を立てていただきたいというふうに思っています。

また、本市においても土地区画整理事業、また換地計算書等の財産、または地籍を実施するに当たり、また地籍図またはその面積計算書等も手数料等の財産になりますので、手数料の予算立て、もしくは今後の事業を含め、検討いただければというふうに思います。

また、境界確定の根拠等など今後多くの問題が出てくると思います。また、所有者の不明者、これは空き家、空き地に対しても付随する問題ですので今後議論していきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎中心市街地再々開発について

中心市街地再々開発についての質問ですけれども、一般質問で行った際に中心市街地活性化基本計画の必要性というところで伺っているのですが、小樽駅前第 3 ビル再々開発事業を行った際の国庫補助の採択要件として中心市街地活性化基本計画の策定が必須だったと。しかし、現在は採択要件となっていないという答弁だったので、これは第 1 ビル周辺の再開発事業について伺ったのですが、採択要件となっていないというのはどういうことなのか。国庫補助のメニューが既になくなっていくということなのか、その要件自体が何か変わっているということなのか少し説明いただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

第 3 ビルを行ったときの補助採択要件なので、これは市外地再開発事業等に係る国庫補助採択基準及び実施要領の中で、中心市街地活性化基本計画が採択要件として記載されておりました。その後、平成 22 年度から社会資本整備総合交付金に制度が変わりまして、その中に市街地再開発事業が位置づけられてございます。その交付要綱が 26 年 8 月に改正されまして、その改正要綱の内容で中心市街地活性化基本計画が補助採択要件から外れているということになってございます。

○中村（吉宏）委員

要件から外れて、中心市街地活性化基本計画を立てたとしても、その要件は使えないと。

ただ、この要件は使えないということなので、そのほかに何かこういったメニューが当たる計画とかないのかというところで、立地適正化計画等というお話がありましたが、「等」ということは、何かほかにもいろいろ計画めいたものがあるのかなど。そういったメニューみたいなもので主なものなどをお示しいただければと思いますが、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

本答弁でお話ししておりました立地適正化計画「等」の部分なので、ほかに採択要件となっている計画としましては、市街地総合再生計画、地区再生計画がございまして。

○中村（吉宏）委員

国が用意している計画またはその要件等も結構複雑で多岐にわたっていて、いろいろな補助メニューすらも多岐にわたっていて、なかなか把握が難しいというところ、今後押さえていかなければならないと思うのです。私は今回、第 1 ビル周辺の再開発が一つと、それから駅前広場を含めた駅前周辺の再開発という部分でいろいろ伺ってきました。駅前周辺の再開発については立地適正化計画、全市的な計画を含めて進めるというような方向で小樽市は考えているのかなというところなんです。

こういった開発を進める、特に中心市街地はビルの老朽化もあって急務だというお話の中で、第 1 ビルには小樽駅前第 1 ビル周辺地区再開発準備組合があります。また、周辺の方たちもいろいろ不安であったり、疑問であった

りというところもあると思うのですけれども、そういった方たちと対話を行うような場面というか、そういった話の機会というのを設けたほうが良いと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

今委員からお話がありました小樽駅前を含めた広い範囲で議論することの必要性につきましては理解できることではございますけれども、一方で、第1ビル周辺の再開発事業を早期に進めていきたいという考えもございます。再開発事業を進める上では、まず現在の地権者の債権を考え、その上で事業を成立させるために保留床を設け、どなたかに取得していただく必要がございます。

現実問題といたしまして、こちら側で希望する保留床の取得者があらわれるとは限らないことから、まずは準備組合と協議を進め、どの程度の保留床を確保するのか、また、保留床を取得してくれそうな業者に当たりをつけていかなければならないと考えてございます。

このようなことを先行して協議を進めていき、必要に応じて広く議論することなどにつきまして検討してまいりたいと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

とにもかくにも、私もいろいろな場面でこの御相談を受けたりとかということがある中で、どうも市役所の目指しているところですか計画あるいはお考えと、地権者や第1ビル周辺でいきますと再開発準備組合と認識が必ずしも共有ができていないという部分があると思います。市長の重要な公約の中にも、対話の重視という公約がありますから、これにのっとり、今御答弁にあったように対話の機会、回数もそうですけれども質も含めて、しっかりと回を重ねて続けていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。